

イ. 依頼事業

「くぬぎの森森林セラピーウォーク」 (単位:人)

NO	開催月日		事業名	開催場所	ガイド	定員	参加者	備考
1	4月11日	火	くぬぎの森セラピーウォーク	健康の森	職員		7	
2	5月9日	火	くぬぎの森セラピーウォーク	健康の森	職員		8	
3	6月13日	火	くぬぎの森セラピーウォーク	健康の森	職員		7	
4	7月11日	水	くぬぎの森セラピーウォーク	健康の森	職員		9	
5	8月8日	木	くぬぎの森セラピーウォーク	健康の森	職員		9	
6	9月12日	火	くぬぎの森セラピーウォーク	健康の森	職員		8	
7	10月17日	火	くぬぎの森セラピーウォーク	健康の森	職員		9	
8	11月8日	水	くぬぎの森セラピーウォーク	健康の森	職員		9	
9	12月12日	火	くぬぎの森セラピーウォーク	健康の森	職員		6	
10	1月16日	火	くぬぎの森セラピーウォーク	健康の森	職員		8	
11	2月20日	火	くぬぎの森セラピーウォーク	健康の森	職員		8	
12	3月19日	火	くぬぎの森セラピーウォーク	健康の森	職員		8	
小計							96	

「依頼森林セラピー」 (単位:人)

NO	開催月日		事業名	開催場所	ガイド	定員	参加者	備考
1	7月15日	土	甲府市依頼セラピー	健康の森	4人		30	
2	10月25日	水	農林大学生徒研修	健康の森	1人		10	
3	11月5日	日	甲府市依頼セラピー	健康の森	2人		17	
4	11月12日	日	山梨交通企画②	健康の森	1人		6	
5	11月19日	日	山梨交通企画③	健康の森	1人		5	
6	11月21日	火	エコパーク研修セラピー	健康の森	2人		11	
7	11月29日	水	北杜市森林セラピー	健康の森	1人		6	
8	2月14日	水	松田理一森林セラピー	健康の森	1人		6	
小計							91	

「武田の杜森林セラピーガイド企画事業」 (単位:人)

NO	開催月日		事業名	開催場所	ガイド	定員	参加者	備考
1	4月14日	金	宮澤ガイド企画	健康の森	宮澤恭子		13	
2	5月20日	土	宮澤ガイド企画	健康の森	宮澤恭子		5	
3	5月27日	土	島田ガイド企画	健康の森	島田理英		2	
4	8月20日	日	宮澤ガイド企画	健康の森	宮澤恭子		13	北本市
5	11月11日	土	伴野ガイド企画	健康の森	伴野直明		2	
6	11月25日	土	坂本ガイド企画	健康の森	坂本里美		2	
7	3月31日	日	宮澤ガイド企画	健康の森	宮澤恭子		2	
小計							39	

「セルフセラピー」 (単位:人)

NO	開催月日		事業名	開催場所	ガイド	定員	参加者	備考
1	3月24日	日	セルフセラピー	健康の森			2	
小計							2	

「その他主催に区分」 (単位:人)

NO	開催月日		事業名	開催場所	ガイド	定員	参加者	備考
1	4月22日	土	第1回ガイド部会	健康の森			13	
2	4月29日	土祝	新規登録ガイド研修	健康の森			5	
3	9月2日	土	第2回ガイド部会	健康の森			19	
4	12月23日	土	ガイド研修	健康の森			5	
5	1月13日	土	第3回ガイド部会	健康の森			11	
小計							53	

【令和5年度実施 森林セラピー 実績】: B表 (指定管理者集計一覧: 省略)

このB表は内容的には上記A表と同じものである。

これらの一覧表は、指定管理者が進捗状況を把握しながら最終的に実績を確認した結果、令和5年度の森林セラピー事業の実績として位置付けられているものである。

これらの事業区分別一覧表等に基づき、事業報告書に掲載された「様式4」の内訳表を開催月日別に照合した結果、次のとおりの照合結果となった。

【照合結果】

- ① 総括的説明に掲載されている実施回数(52回)及び参加者数(340人)は、前記A表・B表と合致し問題はない。
- ② 事業報告書に掲載されている「様式4」の内訳表の開催月日と参加者数には、A表・B表と合致しない状況が表示されている。

ア. 主催事業

「森林セラピー事業進捗状況」

(ア) 開催月日の差異日

(左: A表・B表、右: 事業報告書掲載「様式4」)

「5月17日」⇔「5月14日」

「5月28日」⇔「5月23日」

「8月26日」⇔「8月17日」

(イ) 参加者数の差異

(左: A表・B表、右: 事業報告書掲載「様式4」)

「5月7日: 7人」⇔「5月7日: 6人」 結果 △1人

「6月24日: 7人」⇔「6月24日: 8人」 結果 +1人

「12月2日: 2人」⇔「12月2日: 1人」 結果 △1人

イ. 依頼事業

「くぬぎの森森林セラピーウォーク」

(ア) 開催月日の差異日

差異はない。

(イ) 参加者数の差異

(左：A表・B表、右：事業報告書掲載「様式4」)

「12回合計：96人」⇔「12回合計：94人」 結果 △2人

「依頼森林セラピー」

(ア) 開催月日の差異日

差異はない。

(イ) 参加者数の差異

(左：A表・B表、右：事業報告書掲載「様式4」)

「7月15日：30人」⇔「7月15日：39人」 結果 +9人

「10月25日：10人」⇔「10月25日：9人」 結果 △1人

「11月21日：11人」⇔「11月21日：14人」 結果 +3人

「11月29日：6人」⇔「11月29日：17人」 結果 +11人

「武田の杜森林セラピーガイド企画事業」

(ア) 開催月日の差異日

差異はない。

(イ) 参加者数の差異

差異はない。

(ウ) 掲載の有無

(左：A表・B表、右：事業報告書掲載「様式4」)

「8月20日：13人」⇔「未掲載：未掲載」 結果 △13人

「11月11日：2人」⇔「未掲載：未掲載」 結果 △2人

「11月25日：2人」⇔「未掲載：未掲載」 結果 △2人

「3月31日：2人」⇔「未掲載：未掲載」 結果 △2人

「セルフセラピー」

(ア) 開催月日の差異日

差異はない。

(イ) 参加者数の差異

差異はない。

(ウ) 掲載の有無

(左：A表・B表、右：事業報告書掲載「様式4」)

「3月24日：2人」⇔「未掲載：未掲載」 結果 △2人

「その他主催に区分」

(ア) 開催月日の差異日

(左：A表・B表、右：事業報告書掲載「様式4」)

「4月22日：13人」⇔「4月22日：10人」 結果 △3人

(イ) 参加者数の差異

差異はない。

(ウ) 掲載の有無

(左：A表・B表、右：事業報告書掲載「様式4」)

「4月29日：5人」⇔「未掲載：未掲載」 結果 △5人

「9月2日：19人」⇔「未掲載：未掲載」 結果 △19人

「12月23日：5人」⇔「未掲載：未掲載」 結果 △5人

「1月13日：11人」⇔「未掲載：未掲載」 結果 △11人

(問題点及び改善策)

事業報告書に掲載されている内訳表「様式4」と指定管理者が内部管理用に作成している〔森林セラピー事業区分別一覧表〕：A表及び〔令和5年度実施 森林セラピー 実績〕：B表との間で、開催月日及び参加者数が少なからず異なることは、不正確な実績報告を指定管理者が行っていることを意味する。

また、後者のA表及びB表に掲載されている企画事業等(9日分)が事業報告書の内訳表「様式4」に表示されていないことは、事業実施の状況を忠実に反映していないという意味でも実績報告として不適切である。

県施設所管課への報告内容について、指定管理者は、正確な実績数値を内部管理表に基づき、複数人の検証を経て提出することが求められている。

また、県施設所管課においても、指定管理者から提出を受けた事業報告書については、少なくとも、総括的説明に記載されている開催回数と参加者数が、その内訳表である「様式4」の該当する開催月日及び参加者数並びに掲載の網羅的表示に関して、検証することが重要である。必要があれば、指定管理者から内部管理資料としての〔森林セラピー事業区分別一覧表〕：A表及び〔令和5年度実施 森林セラピー 実績〕：B表を入手して、それらの整合性を検証することも検討されたい。

No.8.【意見事項】森林セラピー事業の参加者数の低迷について

令和5年度における森林セラピー事業に関して、1回の開催当たり定員が10人に対して、参加者が平均3人と極端に少ない。指定管理者は実績報告書において、定員に対する参加者数の低迷について、具体的な説明を行っていない。業務計画書における主催事業としての重要な事業の一つであることを踏まえ、参加者数の低迷に関する分析結果を的確に記載し、その対応策についても検討結果を可能な限り明記するよう要望する。

(現状)

令和5年度の業務計画書では、年間20回の開催で各回10人の定員を予定していた。これに対して、実績報告書では、令和5年度では年間19回開催し、合計で59人の参加者であった。参加者が多い回の時には7人であり(5月7日、6月24日の2回)、参加者が少ない回の時には1人の時もあったこと(8月26日、11月3日、3月20日の3回)が分かる。

(問題点及び改善策)

このように参加者数が低迷していることについては、野生動物(鹿やイノシシ等)が持ち込んで来るといわれる「ヤマヒル」の被害拡大が主な原因であると、指定管理者は分析している。

令和5年度の事業報告書においては、「1. 森林セラピー事業」の中で、「主催事業として一般県民等を対象に19回の森林セラピーを実施するとともに・・・」と記載されており、その後続の記述として、「主催事業実績」の一覧表が掲載されている。

この一覧表においては、実績が計画に沿ってどの程度達成しているか、または、計画と実績がどの程度乖離しているか等について、比較が容易ではない。

実際の記載方法・内容には次のような特徴がある。

[記載方法・内容の特徴]

① 令和5年度業務計画書では、「⑥事業実施計画」の「⑥-1 令和5年度武田の杜主催事業実施計画書」とは別に、「⑥-3 令和5年度武田の杜セラピー事業実施計画表」という形式で、主催事業の計画を2つに分けて一覧表を掲載している。一方、令和5年度事業報告書では、これらの2つの表を合体する方式で掲載されている。

② 令和5年度事業報告書で掲載された「主催事業実績」では、「参加人数」が実績のみ記載されていることから、実施計画の対比として評価が実施しづらい方法・内容で記載されている。

これらに対して、事業報告書の読者が理解できるように記載方法・内容を少なくとも次のような要件で分かりやすく記載する必要があると考えられる。

① 令和5年度事業報告書では、業務計画書での掲載形式と同じように、森林セラピー事業の実施一覧表(⑥-3)と森林セラピー事業以外の主催事業の実施一覧表(⑥-1)とを区別して掲載することで、主催事業の主要な事業区分別の計画と実績が容易に対比できるようになる。

② 令和5年度事業報告書で掲載された「主催事業実績」では、「参加人数」の実績だけではなく、実施計画表(⑥-3)で掲載されている「人員」についても

掲載し、計画人員である「10人」に対して、実績が容易に把握でき評価を行うことができる記載方法・内容に改める必要があると考える。

## No.9.【指摘事項】自主事業等に係る行為の許可の手続について

指定管理者が令和5年度で実施している自主事業、依頼事業等の実施に際して、「行為の許可」(武田の杜設置・管理条例第18条第1項)を受けていなかった。今後は、指定管理者として条例等に定められている「行為の許可」を受けて実施されたい。

一方、県施設所管課は指定管理者が自主事業及び依頼事業を実施する際には、武田の杜設置・管理条例及び「山梨県武田の杜保健休養林管理運営業務の内容及び基準」(11)に基づき「行為の許可」を申請するよう、指導された。

(現状)

### 1. 自主事業の実施と「行為の許可」申請について

指定管理者は、武田の杜の中にある園路や広場等の施設を利用して、次のような自主事業を実施している。

[令和5年度の自主事業]

No	事業名	実施場所	実施日
1	ツリークライミング養成講習会	自由広場	6月11日、9月2日 ～3日、10月7日
2	武田の杜ジュニアトレイルランニング	自由広場、健康の杜遊歩道	4月23日
3	親子緑の集い	健康の森遊歩道	7月22日、10月21日 ～22日、11月23日
4	昭和のキャンプ体験イベント	キャンプ場	8月4日～14日
5	武田の杜トレイルランニング	武田の杜、健康の森遊歩道	12月10日
6	やまなし野鳥の会と共催ビギナー探鳥会	健康の森遊歩道	2月11日

7	桜祭り（夜桜と夜景観賞）	第1駐車場展望 広場	4月1日～2日、8日 ～9日
8	夜景観賞会	第1駐車場展望 広場	8月12日～16日、12 月15日～17日

出所：「指定管理施設 令和5年度自主事業内訳」、「令和5年度武田の杜事業報告書」に基づき監査人作成。

注：「No4」は有料施設であることから、「行為の許可」の対象ではない。

これらの自主事業の実施には事前に「行為の許可」（武田の杜設置・管理条例第18条第1項）を県知事から受けていない。

## 2. 依頼事業と「行為の許可」の申請について

また、指定管理者は主催事業や自主事業とは別に、依頼事業を実施している。その依頼事業の中には、「くぬぎの森森林セラピーウォーク」等が「健康の森遊歩道」で実施されている。それらの依頼事業の実績は次のとおりである。

[令和5年度の依頼事業]

No	事業名	実施場所	実施日
1	くぬぎの森森林セラピーウォーク	健康の森遊歩道	4月11日～3月19日 [12回]
2	依頼森林セラピー	健康の森遊歩道	7月15日～2月14日 [8回]
3	武田の杜森林セラピーガイド企画事業	健康の森遊歩道	4月14日～3月31日 [7回]
4	セルフセラピー	健康の森遊歩道	3月24日 [1回]
5	その他主催に区分	健康の森遊歩道	4月22日～1月13日 [5回]

出所：県施設所管課の管理資料に基づき監査人作成。

上記の表に記載されている依頼事業は、指定管理者が他の主体から依頼を受けて実施されている森林セラピーに係る事業である。これらの事業は、武田の杜有料施設以外の「健康の森遊歩道」を利用して実施されている。しかし、実施主体からは「行為の許可」の申請が行われていない。そして、指定管理者はこれらの実施主体が申請を行うことに関して、注意喚起を行っていない。

（問題点及び改善策）

### 1. 自主事業の実施と「行為の許可」申請について

武田の杜設置・管理条例第18条第1項には次のとおり規定されている。

「第十八条 武田の杜において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときにも、同様とする。

- 一 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- 二 業として写真又は映画の撮影をすること。
- 三 集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しを行うこと。

2 以下省略。」

「行為の許可」を受けようとする場合には、同条例施行規則第3条で規定する「行為の許可の申請手続」に基づき、第2号様式（第3条関係）の「行為許可申請書」に所定の事項を記載して、県知事宛てに提出し許可を得る必要がある。

しかし、指定管理者はこの規定に基づく「行為の許可」を行っていない。

一方、県施設所管課が指定管理者候補者を募集する際に公表している「山梨県武田の杜保健休養林管理運営業務の内容及び基準」（11）には、次のとおり注意喚起されている。

「○自主事業

有料公園施設以外の園路・広場等を利用して行う場合は、法律又は条令による行為の許可を得て行うこと。」

したがって、指定管理者は自ら実施する自主事業に関して、「有料公園施設以外の園路・広場等を利用して行う場合」武田の杜設置・管理条例第18条第1項に基づく「行為の許可」を様式に基づき県知事に申請し、許可を得よう改められたい。

一方、県施設所管課は上記のとおり指定管理者が自主事業を実施する際には、武田の杜設置・管理条例及び「山梨県武田の杜保健休養林管理運営業務の内容及び基準」（11）に基づき「行為の許可」を申請するよう、指導されたい。

### 2. 依頼事業と「行為の許可」の申請について

前記の（現状）の2. で掲載した依頼事業の表は、指定管理者が他の主体から依頼を受けて実施されている森林セラピーに係る事業であり、その実施場所は、武田の杜有料施設以外の「健康の森遊歩道」を利用して実施されている。しかし、実施主体からは「行為の許可」の申請が行われていない。

したがって、指定管理者はこれらの実施主体が申請を行うことに関して、注意喚起を行われたい。

一方、県施設所管課は依頼事業を実施する主体（依頼元）が武田の杜設置・管理条例に基づき「行為の許可」を申請するよう、指導されたい。

No.10. 【意見事項】自主事業の収支管理の透明性等の確保について

自主事業に係る適切な収支管理を行うためにも、実際の収入及び支出の発生状況を会計事象の忠実な反映の視点から把握し、網羅的にとりまとめて県施設所管課に提出するよう要望する。

また、自主事業において事業実施主体に収益が発生している場合には、その収益に対する手数料を賦課することができるかどうかを検討するために、当該実施主体の収支状況を的確に把握することも要望する。

一方、県施設所管課は、武田の杜の指定管理者から提出される事業報告書の「自主事業実績」と、県施設所管課が公表する「指定管理施設の管理業務・経理状況説明書」の「(参考)自主事業に係る収支状況」及び「指定管理施設 令和5年度自主事業内訳」の内容との整合性を検証し、その適正性や透明性を確保できるよう、指定管理者に対して指導等を実施するよう要望する。

(現状)

武田の杜の指定管理者は、令和5年度の業務計画書の中で、自主事業について、**①**「観光や地域の賑わいに貢献する事業」及び**②**「利用者の利便性向上に資する事業」を実施することとして計画されている(業務計画書7頁)。

具体例としては次のとおりである。

- ①** ツリークライマー養成事業、キャンプ場利用促進事業である「昭和のキャンプ体験イベント」などの開催、テントサウナイベント等の準備。
- ②** キャンプサイトに炊事や焚火ができる設備の整備。

これらの実施に係る収支の発生状況を「指定管理施設 令和5年度自主事業内訳」(以下「自主事業内訳表」という。)で確認したところ、「親子緑の集い」に関して収支の発生があったことを把握することができるが、当該事業以外、収支の発生は自主事業内訳表には記載されていなかった。

ちなみに令和5年度の自主事業内訳表は、「親子緑の集い」とそれ以外の事業をまとめて表示すると、次の内訳表のとおりである。

【令和5年度自主事業内訳表】

(単位:円)

事業名	対象者	実施場所	収入	支出	差引	摘要
親子緑の集い	小中学生の親	サービスセンター等	550,000	554,760	△4,760	県緑化推進機構事業委託費
その他事業	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	550,000	554,760	△4,760	-

出所:「指定管理施設 令和5年度自主事業内訳」を監査人加工。

この自主事業内訳表は、指定管理者が県施設所管課(県有林課)に提出している資料の一部である。

(問題点及び改善策)

自主事業の個別の事業をつぶさに見ていくと、前記の自主事業内訳表に集計されている「親子緑の集い」以外にも、「①指定管理者が経理処理を行っている事業」や「②イベント、各種興行等で、外部事業者とともに自主事業を行う場合に可能性として賦課することが考えられる手数料の収納等が検討できる事業」を認識することができる。

①-1: [実行委員会への負担金支出及び戻出処理]

まず、「①指定管理者が経理処理を行っている事業」としては、「武田の杜トレイルランニングレース」の実施に際して、主催者の一つとして指定管理者は、「武田の杜トレイルランニングレース実行委員会」に対して負担金(10万円:8月14日支出処理)を支出し、最終的には実行委員会から「払戻金」として支出全額(10万円:2月29日戻出処理)を収入処理している(「第13回武田の杜トレイルランニング決算書」より)。

この2つの会計取引を自主事業内訳表では、収入と支出の相殺として、表示していない。しかし、同一の事業年度内であったとしても、実行委員会規約第9条に基づく「負担金」の支出処理を令和5年8月14日に行い、所定の決定により、負担金の戻し処理が令和6年2月29日に発生したものであることから、自主事業内訳表には、会計実態の忠実な反映と経理処理の透明性の面で、これらの2つの取引を両建てで表示する必要がある。

①-2: [有料施設(キャンプ場)利用収入からの充当]

同じく、「①指定管理者が経理処理を行っている事業」として、「有料施設(キャンプ場)利用収入からの充当」(230,170円)がある。この収入は、会計帳簿(元帳)の記帳上では「615 武田自主事業から充当」という科目口座で集計された取引の合計額である。この合計金額だけ、「指定管理施設の管理業務・経理状況説明書」に掲載されている「5 指定管理業務に係る収支状況」の参考収支としての「(参考)

自主事業に係る収支状況」の収支金額（C収入額計：780,170円、D支出額計：784,930円）と前記の「自主事業内訳」の収支（収入：550,000円、支出：554,760円）との差異（230,170円）となっている。

したがって、「自主事業内訳」においても、「有料施設（キャンプ場）利用収入からの充当」（230,170円）に係る収入処理と自主事業実施者としての支出処理の2つの取引を両建てで表示することが、会計実態の忠実な反映と経理処理の透明性の面で必要である。そうすることで、令和5年度の事業報告書に掲載されている「(7)管理業務に係る収支」の一覧表の中の「自主事業収入からの充当（230,170円）」が、これまで言及してきた各種会計取引及び各種提出処理と、整合性や透明性をもって把握することが可能となる。

以上の修正点を反映して自主事業内訳を再調整する場合は、次の表が参考となるものと考えられる。

ちなみに令和5年度の自主事業内訳表は、「親子緑の集い」とそれ以外の事業をまとめて表示すると、次の内訳表のとおりである。

【再調整：令和5年度自主事業内訳表】 (単位：円)

事業名	対象者	実施場所	収入	支出	差引	摘要
親子緑の集い	小中学生の親	サービスセンター等	550,000	554,760	△4,760	県緑化推進機構事業委託費
昭和のキャンプ体験イベント	特になし	キャンプ場	230,170	230,170	0	有料施設利用料金収入を管理業務に支出（充当）
小計 <sup>注</sup>	—	—	780,170	784,930	△4,760	
武田の杜トレイルランニングレース	高校生以上	武田の杜、健康の森遊歩道	100,000	100,000	0	実行委員会への負担金
その他事業	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	880,170	884,930	△4,760	—

出所：「指定管理施設 令和5年度自主事業内訳」を監査人加工。

注：「小計」欄の収支の金額は、「指定管理施設の管理業務・経理状況説明書」の「(参考)自主事業に係る収支状況」の令和5年度の収支状況に合致している。

②：[自主事業からの収益の見込み]

次に、自主事業の中には、外部事業者が武田の杜の一部の施設を使用し、参加者から参加料を徴収して実施している事業が複数存在する。これに該当する具体的な事業としては、「ツリークライマー養成講座」や「武田の杜ジュニアトレイルランニングレース」が考えられる。

これらの事業は、「②イベント、各種興行等で、外部事業者とともに自主事業を行う場合に可能性として賦課することが考えられる手数料の収納等が検討できる事業」であると考えられるが、現状ではそれらの実施事業者の収益に対して、指定管理者が手数料を賦課する仕組みにはなっていない。

そもそも、「山梨県立武田の杜保健休養林の管理運営業務の内容及び基準」では、「(11)利用者サービスの向上」において、自主事業は、以下のとおり明記されている。

すなわち、自主事業は、「公園施設を活用して利用者の増加や、サービスの向上に資する以下のような事業を行うことができる」としている。

- (ア) イベント、各種興行
- (イ) 物販事業

(ア)については、「イベント、興行等を自ら企画・開催又は誘致し、有料公園施設又は園路・広場を使用する場合は、あらかじめ県と協議の上、以下の条件を満たせば、その収益を指定管理者の収入とすることができる。

- ・施設の設置目的に沿った内容であること
- ・公序良俗に反しない内容であること
- ・施設の汚損を伴わない内容であること

[ツリークライマー養成講座]

ここで例示した事業のうち、「ツリークライマー養成講座」について、指定管理者は次のとおり、説明している。

「今後、ツリークライミングは指導者の育成が重要となることからツリークライミング®ジャパンと連携し、ツリークライマー養成講座を開催し、武田の杜をツリークライミングのメッカとしてPRをすることとし、指定管理の提案書に自主事業として記載し実施している。

利用場所は、自由広場のケヤキと樹下の一部土地を利用するだけで、広場の一般利用者への影響もごく限られている。

武田の杜のPR効果、占用面積や当スタッフの関与が少ないことなどを考慮し、無償としている。」

一方、ツリークライマー養成講座は令和5年度において次のとおり武田の杜自由広場を提供し、自主事業として実施している。

[ツリークライマー養成講座]

開催日時	開催場所	参加者	参加料	実施者
6月11日：9時～15時	自由広場 (ケヤキ)	1名	一般：36,000円 学生：28,800円	ツリークライミングのオフィシャルインストラクター
9月2日～3日		3名		
10月7日		19名		

出所：「自主事業実績」から監査人作成。

このように実施者であるツリークライミングのオフィシャルインストラクターは、受講料（一般36,000円、学生28,000円）を徴収して実施するものであり、インストラクターの収益になっているものである。

前記のとおり、「山梨県立武田の杜保健休養林の管理運営業務の内容及び基準」の「(11) 利用者サービスの向上」で記載しているとおり、指定管理者はあらかじめ県と協議の上、その収益を指定管理者の収入とすることができる。

したがって、指定管理者は、ツリークライマー養成講座の実施において個人事業主に発生している収益に対し、手数料を賦課することも検討するためにも、ツリークライマー養成講座に係る収支状況を把握するよう要望する。

[武田の杜ジュニアトレイルランニングレース]

武田の杜ジュニアトレイルランニングレースは、指定管理者の自主事業の一つとして実施しているが、指定管理者としては当該レースの開催ノウハウがないことから企画・運営の全てを民間事業者者に依頼している。

令和5年度における実施は、4月23日（9時～14時）で87人（計画人数500人）が参加し、収入は43万円（未就学児：20人×3,900円＝78,000円、小学生以上80人×4,400円＝352,000円）に対して、支出は52万500円であったため、赤字（△9万500円）が出ていた。

まず、武田の杜ジュニアトレイルランニングレースの民間事業者との間では、「行為の許可」が前述のとおり申請されていない。また、覚書や事業依頼書等の書面も交わされていない。

次に、当該事業の計画参加者数（500人）に対して実績（87人）が大きく未達成の状況となっていることから、自主事業としての継続的な実施の可能性に対して、改善策等、必要な事業見直しを検討する必要があるものと考えます。

今後は、当該事業の継続的な実施のためにも、事業実施の根拠となる書面を民間事業者と取り交わし、事業実施に伴う収支状況を踏まえて、参加者の増加策とともに、指定管理者による手数料の賦課による収益の計上の可能性を検討して、当該事

業の透明性を高めるよう要望する。

No.11. 12. 13. 【指摘事項及び意見事項】電気設備改修について

県施設所管課は、予防保全の対象施設に対して法定点検業者から「不適格」の診断結果があり、その内容が「電気設備技術基準の省令等に不適合」とされた場合、設備の機能が確保されていないことから、「点検業者等から早急な改善の指摘」と判定し、緊急の修繕の措置をとるよう、検討されたい[指摘事項]。

また、県施設所管課は、事後保全の対象となる設備の劣化であっても、劣化度、経過年数、法定点検業者からの指摘等を踏まえ、取替え等の必要性に関する重要な指摘を受けたことに対して、劣化の進行や機能停止の発生状況に応じて、更新計画を策定するなど適宜対処するよう要望する[意見事項]。

一方、指定管理者は、事後保全対象となる設備の劣化に対して、法定点検業者からの指摘に重要性があると判断することができる場合、速やかに見積書を徴取し、所定の様式（「長寿命化点検票」）により県施設所管課に報告するよう要望する[意見事項]。

(現状)

武田の杜では、「県公共施設マネジメント実施方針」に基づく長寿命化事業の対象施設として「健康の森 森林学習展示館」が指定されている。森林学習展示館は令和5年度時点で築38年が経過しているが、目標使用年数は80年とされ、計画保全部位・設備については計画的な改修を実施するとされている。

また、長寿命化事業の実施に当たっては、「県建築物点検マニュアル」に基づき定期点検を実施し、施設の安全性や劣化度等を十分に考慮し改修箇所の優先順位付けを行っている。この優先順位付けは、毎年度、総務部財源確保・資産活用推進課が中心となって、長寿命化点検結果判定会を開催し、その結果を該当部局に通知している。

なお、長寿命化事業に関わらず、武田の杜の施設・設備に関する補修工事等の実績について、令和5年度における武田の杜の施設・設備の維持管理業務を検証した結果、施設・設備の補修工事等は次のとおり実施されていた。

[令和5年度補修工事等の実施状況] (単位:円)

施工主体	補修工事件名	金額
山梨県	武田の杜幹線遊歩道修繕工事	1,862,300
	武田の杜森林整備業務	1,614,800
合計	—	3,477,100
指定管理者	受水槽給水管ストレーナー交換	77,000
	キャンプ場浄化槽及び放流層フロートスイッチ交換工事	66,770
	スチールヘッジトリマー修理 他2件	65,417
合計	—	209,187

注:「指定管理施設の管理業務・経理状況説明書」より監査人加工。

長寿化事業の対象施設である「健康の森 森林学習展示館」に対して、令和5年度に実施した法定点検のうち、電気設備の点検結果は次のとおりであった。

[電気設備の法定点検結果]

No	対象施設	点検結果	通知日
①	構内第1柱の柱上気中開閉器(PAS/屋外)	不適合:A種接地抵抗値は規定値を超過しており、保護性能が確保されないため10Ω以下にすること。	初回:2020年12月18日
②	森林学習展示館電灯分電盤	不適合:電灯分電盤内No.27外灯回路の配線が絶縁不良。漏電により感電及び火災の恐れあるため改修を要する。	初回:2023年8月8日
③	低圧記録書記載の漏電遮断器	更新推奨:漏電遮断器は製造から数年経過しており、更新推奨時期である。15年経過使用により、事故に至る恐れがあるため更新計画の必要あり。	初回:2021年12月23日

注:一般社団法人関東電気保安協会山梨事業本部甲府事務所の点検結果等から監査人作成。

[構内第1柱の柱上気中開閉器(PAS/屋外)]



[森林学習展示館の電灯分電盤及び低圧記録書記載の漏電遮断器]



これらの法定点検の結果を受け、指定管理者が県施設所管課に見積書等を提出し、県施設所管課が、長寿化点検結果判定会の優先順位付けの審査に付した事実の有無に関して、取りまとめた一覧表は次のとおりである。

[電気設備の点検結果の顛末等]

No	対象施設	点検結果	通知日	管理区分 <sup>注</sup>	県報告日	県判定結果
❶	構内第 1 柱の柱上気中開閉器 (PAS/屋外)	不適合	初回：2020 年 12 月 18 日	予防保全	2021 年 2 月 3 日付け見積書提出。 見積金額：90 万 7 千円	2024 年 5 月提出後の結果：令和 8 年度工事予定
❷	森林学習展示館電灯分電盤	不適合	初回：2023 年 8 月 8 日	事後保全	2024 年 9 月 24 日付け見積提出。 見積金額：660 万円	—
❸	低圧記録書記載の漏電遮断器	更新推奨	初回：2021 年 12 月 23 日	事後保全	—	—

注：「管理区分」は「県公共施設マネジメント実施方針」の「(参考) 保全管理の考え方」・「○管理区分ごとの保全方針」及び「○建築部位・設備ごとの管理分類」、指定管理者の回答等に基づき記載。

(問題点及び改善策)

**[構内第 1 柱の柱上気中開閉器 (PAS/屋外)]**

一般社団法人関東電気保安協会山梨事業本部甲府事業所（以下「関東電気保安協会甲府事務所」という。）は、構内第 1 柱の柱上気中開閉器 (PAS/屋外) の法定検査の結果、「改修をお願いする事柄」として、次のとおり指定管理者に報告してきた（初回報告：2020 年 12 月 18 日付け）。

「構内第 1 柱の柱上気中開閉器 (PAS/屋外) の A 種接地抵抗値は規定値を超過しています。保護性能が確保されませんので 10Ω 以下にしてください。」

この報告を受領したことから、指定管理者は、2021 年 2 月に関東電気保安協会甲府事務所から、接地抵抗改修工事の見積書（2021 年 2 月 3 日付け：見積金額 90 万 7 千円）を徴取し、県施設所管課へ提出した。

指定管理者は、当該設備の保全管理の分類としては、受変電設備に該当することから計画保全のうち予防保全として設備管理を実施する必要があると考えていた。

ここで予防保全の考え方は、「劣化により建築物の構造躯体の寿命に直接影響を与える部位、故障等した場合に施設利用者の安全性や施設の機能維持に重大な影響を与える設備」と定義され、その保全方針としては、「予防保全の観点から不具

合が生じる前に保全を実施する」ものとされている（「県公共施設マネジメント実施方針」）。

このような実施方針に従って県施設所管課は速やかに、設備の重要な劣化状況を指摘した法定点検結果及び設備改修の見積書・図面等の関係書類を添付して、長寿命化点検結果判定会に対して、長寿命化改修の順位付けを申請する必要があった。この実施方針に基づき、県施設所管課は、令和 3 年 4 月に長寿命化点検を実施し、その結果としての「受変電設備：B 判定」を長寿命化点検結果判定会の資料として資産活用課（現：財源確保・資産活用推進課）に対して報告している。その後、毎年 5 月に同様の報告を行っている。

しかし、関東電気保安協会甲府事務所からの点検結果は、i A 種接地抵抗値の「規定値超過」であり、ii 「保護性能の確保不可」であり、「不適合（電気設備技術基準の省令等に不適合）」と明記されていたことから、既に当該設備の不具合が発生しているものである。単に耐用年数が超過しているだけではなく、「保護性能の確保不可」というリスクが既に発現していると考えられる。特に、点検結果は上記 i 及び ii の内容であることから、「耐用年数経過等による更新推奨の場合」（B 判定の判断基準）ではなく、当該設備について、「機能しない」又は「作動しない」（C 判定の判断基準）に該当している（「建築物点検マニュアル」7 頁参照）。

このような事案は、予防保全の対象施設で、予防保全を実施するというものではなく、既にリスクが発現している施設での緊急修繕が求められているものと考えられる。

**[森林学習展示館電灯分電盤及び低圧記録書記載の漏電遮断器]**

森林学習展示館電灯分電盤の法定検査の結果、関東電気保安協会甲府事務所は、「改修をお願いする事柄」として、次のとおり指定管理者に報告してきた（初回報告：2023 年 8 月 8 日付け。不適合）。

「森林学習展示館電灯分電盤内 No. 27 外灯回路の配線が絶縁不良です。漏電により感電及び火災の恐れがありますので改修してください。」

また、低圧記録書記載の漏電遮断器の法定検査の結果、関東電気保安協会甲府事務所は、「設備更新をお願いする事柄」として、次のとおり指定管理者に報告してきた（初回報告：2021 年 12 月 23 日付け。更新推奨）。

「低圧記録書記載の漏電遮断器は製造から数年経過しており、更新推奨時期になっております。15 年経過使用により、事故に至る恐れがありますので更新計画をお願いします。」

この報告を受領したことから、指定管理者は、2024 年 9 月に関東電気保安協会甲府事務所から、森林学習展示館電灯分電盤及び低圧記録書記載の漏電遮断器の改修のための見積書（2024 年 9 月 24 日付け「漏電遮断器更新、絶縁不良改修工

事」：見積金額 660 万円) を徴取し、2024 年 9 月 26 日に県施設所管課へ提出した。

指定管理者は、当該設備の保安全管理の分類としては、電気設備の分電盤等に該当することから事後保全として設備管理を実施する必要があると考えていた。

ここで事後保全の考え方は、「不具合が生じてから対応しても、建築物の寿命、利用者の安全性及び施設の機能維持への影響が少ない部位・設備」と定義され、その保全方針としては、「劣化の進行や機能停止の発生状況に応じて適宜対処する」ものとされている（「県公共施設マネジメント実施方針」）。

該当する 2 つの設備に関しては、事後保全として位置付けられている。しかし、法定点検業者からの改修や設備更新の注意喚起の報告内容を見ると、不具合が生じてから対応することでは、「漏電により感電及び火災の恐れ」があるとされている。この注意喚起を踏まえると、事故発生後の対応で保全方針としては問題ないのか、疑問なしとは言えないものとする。

したがって、県施設所管課としては、事後保全の対象となる設備の劣化であっても、劣化度、経過年数、法定点検業者からの指摘等を踏まえ、取替え等の必要性に関する重要な指摘を受けたことに対して、劣化の進行や機能停止の発生状況に応じて、更新計画を策定するなど適宜対処するよう要望する。

また、指定管理者は、法定点検業者からの初回の注意喚起から、両設備とも 1 年から 3 年経過して県施設所管課に見積書 [660 万円] の提出を行っていることから、事後保全に該当すると考えたとしても、保安全管理の分類や保全方針の対応が、設備の実際の不具合と整合するかどうかを精査して、場合によっては速やかに県施設所管課に対して見積書の提出を行う必要性を検討するよう要望する。

この点に関しては、そもそも、建築物点検マニュアルの第 3 章 (3~4 頁) では、建築基準法以外の法律等（電気事業法）で点検対象となっている設備等についても、武田の杜のように長寿命化対象建築物に該当する施設については、長寿命化点検票（様式 2）をもとに、区分欄の②に記載されている建築部位・設備を確認し、必要に応じて点検結果を反映させることとなっている。この点検結果は指定管理施設で保管し、所管課に報告することとなっている。

以上を踏まえると、「様式 2 長寿命化点検票」に前記の表（「電気設備の点検結果の顛末等」）の No. ②・③についても記載する必要があるものとする。

これに対して、県施設所管課は、「様式 2 長寿命化点検票」の区分欄の②（電気事業法）として、設備項目になっているのは、受変電、発電・静止形電源（非常用発電（自家発電装置、ディーゼル機関等）及び交流無停電電源（無停電電源装置）)のみであり、分電盤及び漏電遮断器は含まれていない。そのため、「様式 2 長寿命化点検票」に該当の設備項目がないことから、記載はできず、長寿命化点検の結果として報告を受けることはできない」とする対応を行っている。

### 3.1.3. 保健休養施設「清里の森」

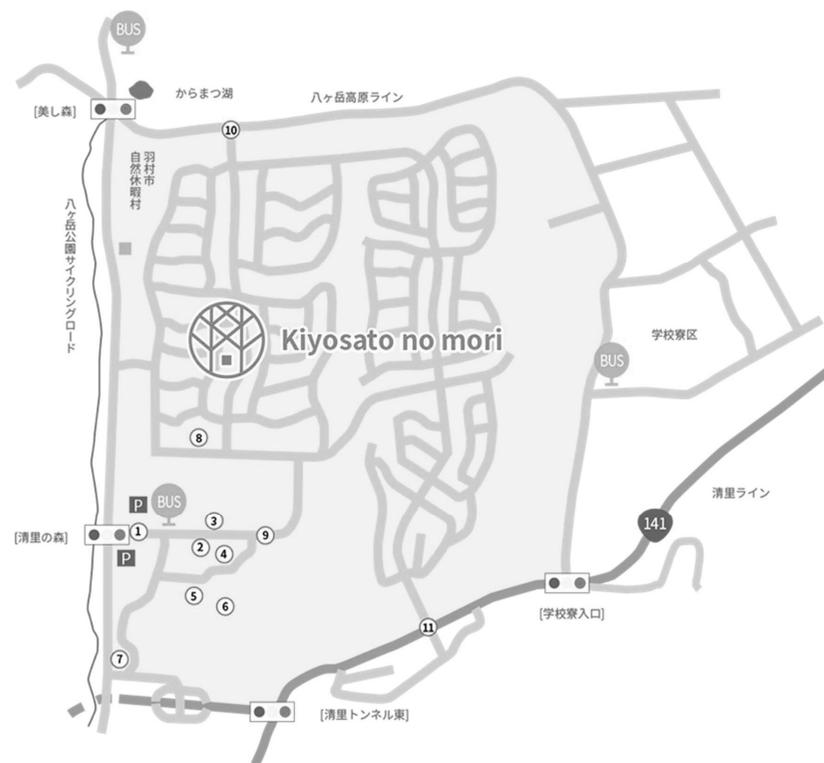
#### 【施設の概要等】

所在地

北杜市高根町清里 3545-1

URL

<https://kiyosatonomori.co.jp/>



山梨県北杜市高根町清里に所在する保健休養施設「清里の森」（以下「清里の森」という。）は、山梨県の所有する恩賜県有林の一部を有効利用するため、賃貸借契約に基づき別荘地の敷地として貸し出す事業として、総工費およそ 80 億円で整備し、昭和 60 年から 63 年の間に順次分譲をしたものである。

別荘地区が 120ha で全 837 区画、うち 803 区画が契約済みである（令和 6 年 10 月末現在）。

センター区画が 80ha あり、管理センターやテニスコート等の施設がある。

借地人は借地権を県から購入し、土地の賃料を毎年支払う。建物は借地人が建築・購入し所有することとなる。別荘地内の物件管理は、県の出資法人である「株式会社清里の森管理公社」（以下「公社」という。）が県との管理運営委託契約及び借地人との一般管理契約に基づいて行っている。

土地の貸付料は、賃貸借契約に基づき毎年 1 回納期限を設けて徴収し、3 年に 1 度不動産鑑定評価に基づき賃料改定をしている。借地権の更新の際の更新料は発生しない。

都会の喧騒を離れ森林に囲まれた静かな環境であり、夏場でも比較的快適に過ごせる気候で別荘地としての環境は良好である。別荘地区に入るための管理ゲートが設置されており、公社が施設全体を管理していることによる安心感もある。なお借地内の除草等の管理も有料にはなるが公社が受託している。空き区画については県の管理地であるため、その景観維持業務を公社が受託しており、別荘地としての全体的な維持管理が適切に行われている。

一方で近隣の生活環境面での利便性や、施設の老朽化による別荘としての魅力という観点からは、新規の居住者を呼び込む魅力が十分にあるかという点、改善の余地はあると感じられる。

現在は小型区画の大半が埋まっているが、昭和 60 年代の分譲以降 40 年近くが経過しており借地人の年齢層を推測する限りでは、中長期的な観点で今後のビジョンを検討する必要がある。ただし清里エリアや南八ヶ岳周辺エリア全体のブランドイメージも大いに関係するところではあるため、県単独で行政主導でその方向性を定めることは限界がある。

種別	全区画	個人用	大型区画 (企業等)	ペンション
総区画数	837	795	36	6
契約区画数	803	784	13	6
空き区画数	34	11	23	0

(令和 6 年 10 月末現在)

#### 【実施した監査手続】

所管する県の林政部県有林課及び管理を受託する公社より施設の概要をヒアリングし、現地に往査して視察を行い施設の管理状況等を確認する他、関連する書類の閲覧や質問を行った。

#### 【指摘事項又は意見事項】

### No.14. 【意見事項】大型区画の有効活用について

#### 大型区画の有効活用を検討することが望まれる。

##### （現状）

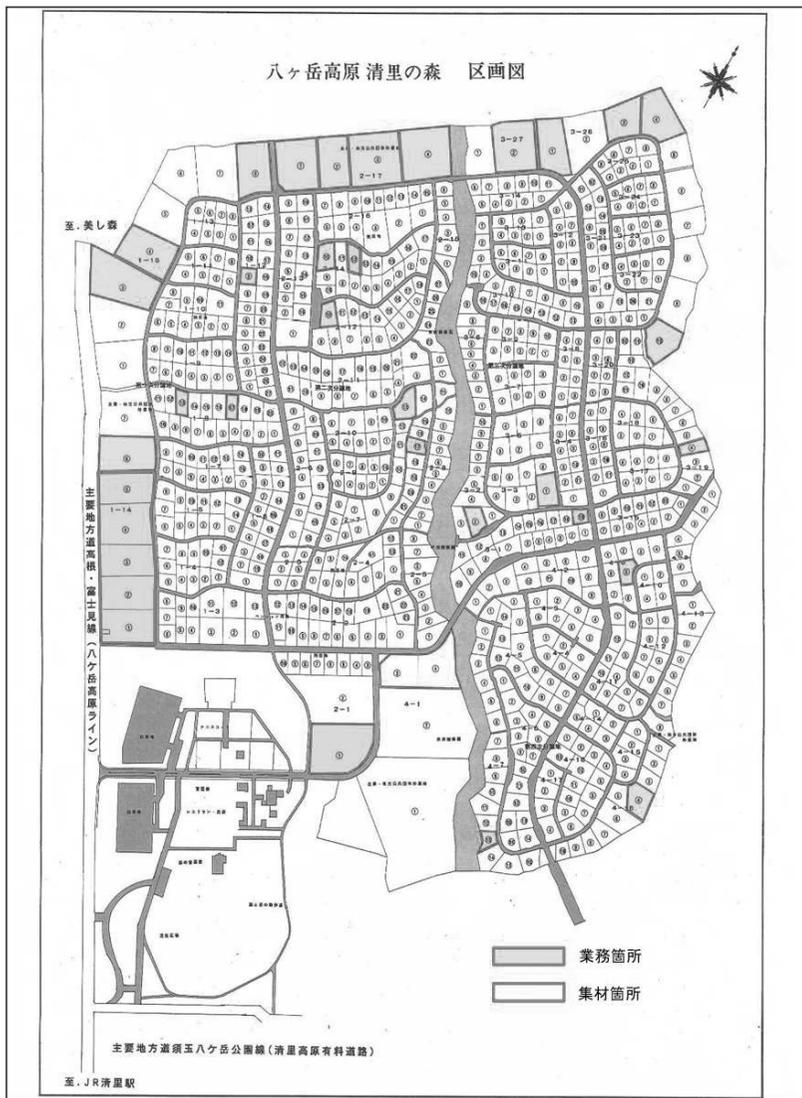
特に別荘地区の周辺部の大型区画は半数が埋まっていない状況であり、令和 5 年度にもある地方公共団体の大型区画の解約があった。インターネット広告を中心にアピールを続けているが、企業や官公庁向けのアピールに特段注力している訳ではない。

##### （問題点及び改善策）

区画の整理により比較的分譲借地権の安価な小型区画を増やすなど工夫をして、長期間有休状態である周辺の大型区画について有効に活用する方法を検討することが望まれる。

二拠点生活、ワーケーションといった新しい価値観や生活スタイルに対応した別荘の在り方を模索することが有用と考える。サブスク型（タイムシェア型）の別荘地が県外において増えつつあり、若い世代でも経済的に負担可能な別荘地への需要拡大が予測されている。

二拠点生活に興味を持つ層に対して気軽に居住体験を提供するなど潜在的な新規顧客を開拓する試みを提案する。清里エリア全体のイメージアップや新しい価値作りを抜本的にするには民間のコンサルティングも検討の余地がある。



周辺部を中心に多く見られる色塗り箇所は未契約箇所となっており、県が清里の森管理公社に対して景観管理業務を委託するエリアである。

### No.15. 【意見事項】土地使用料及び共益費の徴収事務効率化について

納入の事務窓口一本化と口座振替の推進による徴収事務の効率化を検討することが望まれる。

(現状)

借地人は年に一度、土地使用料を地主である山梨県に支払うとともに、管理を受託する公社に対して共益費を支払う。令和5年度末時点では土地使用料は全て納入通知の発送による支払いとなっている。一方公社では既に口座振替を導入しており、借地人の半数程度が利用している。借地人によって、共益費は口座振替で土地使用料は納入通知による支払ということもある。どちらも納入通知の場合、借地人にとっては支払いの手間が増えることになる。

(問題点及び改善策)

口座振替は、納入通知の発送コストも削減でき、借地人の支払遅延を抑止することに繋がる。令和6年度から一部金融機関での口座振替を実施しているが、対象金融機関を増やすなど可能な範囲で効率的な徴収方法を検討することが推奨される。

また、公社を徴収窓口として土地使用料と共益費を一本化して徴収することで県の事務負担が軽減され、土地使用料の徴収事務による手数料を公社の収益とすることで、公社の収益拡大にも寄与することと考える。

### No.16. 【意見事項】施設内建物の賃貸借契約における契約内容の見直しについて

施設内建物の賃貸借契約における契約内容の見直しを検討されたい。

(現状)

センター施設内の県の建物(管理棟、テニスコート、クラブハウス、味とファッ

ションモール)の賃料については、毎年建物等賃貸借契約を締結しているが、令和6年度の契約より賃料の算定方法を変更している。

従来：建築費や改修費等、県が投下した資本の減価償却額をベースに決定  
改定：公社が施設から得られる利益見込み額に一定の割合を乗じて算定(収益分析法アプローチ)

この結果、年間賃料は前年度よりおよそ44パーセント低くなっている。なお実績にかかわらず賃料は一定である。この賃料は、現状の公社の経営状況を鑑み承認されたものである。

(問題点及び改善策)

1. 貸付賃料の決定プロセスの論拠に係る合理性検証について

このような利益見込み連動の家賃は借主側のリスクを回避しており、現状の公社の業績等を踏まえると公社に有利な算定手法であるとも考えられる。

また、(現状)にも記載のとおり、令和6年度の賃貸契約に係る賃料見直しにより、結果的に年間賃料が昨年度比で44パーセントも低くなっていることも踏まえると、その賃料算定方法の見直しの妥当性については慎重な検討が必要であるものと思料する。

そのため、例えば以下のような、賃料見直しの合理性の検証プロセスが考えられる。

・次年度の契約更新時に、現状契約における賃料算定の根拠となった利益見込額が、公社の業績等を踏まえ妥当なもの(見積額)となっていたかどうか。(事後の検証。いわゆる「ふりかえり」)

例えば、当初の利益見込み額と実際の業績が乖離していた場合、経済情勢や経営環境、公社側の経営施策等を踏まえ、その乖離要因を詳細に分析し、事後的に検証することで次年度の契約更新時における賃料算定のアプローチ(利益見込額等)に反映させることが考えられる。

・次年度の契約更新における賃料算定の根拠となる利益見込額が、経營業績や経営施策等を踏まえ、公社側の自助努力が十分に反映されたものであるか。

利益ベースでの賃料算定となる場合、利益見込額に連動して賃料が増減することとなるため、結果的に過大な支援となってしまったということを防ぐためにも、賃料算定の根拠となる利益見込額に十分な公社側の経営努力が織り込まれていることも確認検証すべきと思料する。

・上記のような検証アプローチの過程及びその結果について、文書化等により

明確化する。

2. 賃料算出に当たり集計する費目の対象を整理する必要がある。

賃料の算出は令和6年3月期の決算数値をもとにしている。売上高は対象施設での収益事業に係るものみだが、売上原価は別荘関係費用が含まれた金額である。この結果、対象となる収益事業の売上総利益が過少となっている。

3. 貸付対象の範囲を整理する必要がある。

センター施設内の建物は、あくまで別荘地の付帯施設として普通財産として扱われている。公共性のある行政財産の扱いでないのであれば、そこで収益事業が行われる限り、貸付対象として公社から賃料を取るべき性質のものと考えられる。現状、森のプラザは第三者への転貸やコワーキングスペース等収益事業を行っているが貸付対象としていない。テニスコートは貸付対象としている一方でパークゴルフ場は貸付対象としていない。貸付対象でないため家賃算定上でその収益が集計されていないが、その収益は県ではなく公社が収受している。

公社の経営支援の意図は理解するが、公社が自助努力を前提とする株式会社である以上、公平性の観点からは、不動産貸付の諸条件はルールに基づいた合理性のあるものである必要がある。

### 3.1.4. 専門学校山梨県立農林大学校 富士川キャンパス 森林学科

#### 【施設の概要等】

森林学科は、令和4年4月に専門学校山梨県立農林大学校に新設された学科である。山梨県立農林大学校の教育理念である「林業現場で活躍できる高度な知識と技術を身につける」ことを目標としている。

山梨県立農林大学校は、昭和45年に農業講習所として設立され、平成20年に学校教育法に基づく専門学校となった。校舎は北杜市長坂町にあり、果樹学科、園芸学科、落葉果樹学科がある。森林学科は、富士川町に所在する山梨県森林総合研究所の一部を改修し山梨県立農林大学校富士川キャンパスとして設置された。山梨県森林総合研究所は、林業試験場を由来とする県内唯一の森林研究機関であり、同研究所の人的、物的資産を活用して富士川キャンパスが運営されている。

令和6年3月に初めての卒業生9名を輩出し、全員が県内の森林組合や林業事業体等に就職した。

#### (1) 設置

令和4年4月 専門学校山梨県立農林大学校の学科として設置

#### (2) 所在地

南巨摩郡富士川町最勝寺 2290-1  
山梨県森林総合研究所の管理棟を転用、一部増築

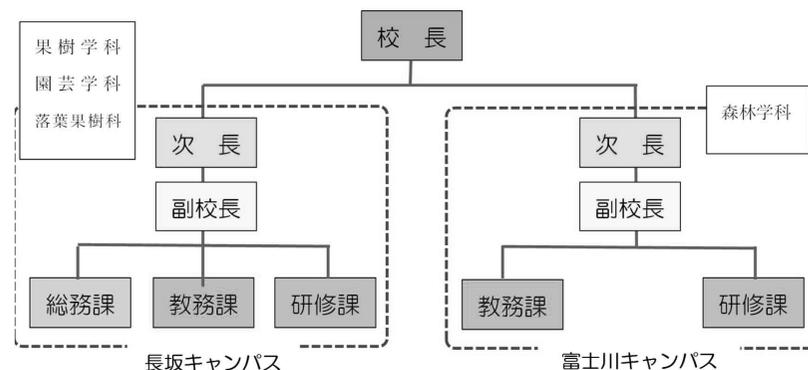
#### (3) 森林学科の内容

- ・目的  
林業の現場で即戦力となり、将来的に林業経営の中核を担う人物を育成する(2024年度学校案内より抜粋)。
- ・修学内容  
森林・林業に関する知識や技術を基礎から専門分野まで、段階的かつ体系的に学ぶ。授業では、就業後に現場で即戦力として働けるように、森林調査から植

栽・保育・伐採まで森林施業に必要な知識や技術の習得を図るとともに、ICTなどを活用した効率的で安全な林業について学ぶほか、林業に必要な資格の取得を計画的に進める。また、将来林業経営体の中核として活躍できるように、森林の地形や林況、路網や木材市況などから適切な施業方法を選択し、長期的な視点に立った森林施業プランの作成や、事業収支を踏まえた現場管理など林業経営に関する知識や技術の習得を図る(2024年度学校案内より抜粋)。

- ・履修期間 2年
- ・定員 10名(令和6年9月時点在籍人数 2年生9名、1年生8名)
- ・授業料 年額118,800円
- ・授業時間 2,400時間
- ・履修単位 97単位

#### (4) 組織



森林学科は、富士川キャンパスとなる。

#### (5) 職員

19名(行政職3名、兼職12名、他会計年度職員等4名)  
山梨県森林総合研究所の職員等が、兼職で講義を実施している。

#### (6) 予算

予算執行額  
令和5年度 54,493,649円(うち森林環境譲与税基金財源分43,261,649円)

財源は、国から交付された森林環境譲与税基金等である。

上記予算は、森林学科の会計年度任用職員の人件費の他、講義を実施する先生への報酬、備品の購入費である。

【実施した監査手続】

- ・ 担当者への質問の実施
- ・ 予算執行状況について関連する資料の入手・閲覧
- ・ 富士川キャンパス施設の視察

【指摘事項又は意見事項】

No.17. 【意見事項】生徒からの預り金の残高検証及び利息の取扱いについて

学生から預かっている諸経費について定期的な残高確認を実施すべき。また、諸経費の預り金から発生する利息の取扱いを決定すべき。

森林学科では、学生より1年次250,000円、2年次200,000円を教科書代や実習・研修等に係る諸経費として預かり、必要な都度学校が支払を行っている。諸経費は、学生からの預り金であり、卒業時に残額を学生に返還している。

学校では、諸経費専用の通帳を作成し、預かったお金を入金し、諸経費の支出をするごとに通帳から支出することで残高を管理している。エクセルを用いて学生ごとに支出額を計算しているが、学生ごとの残高は算出されていないため、各学生の残高の集計額と通帳残高の一致の確認がなされていなかった。監査人が手続を行い残高に誤りがないことを確認したが、今後の運用方法として毎月等一定の期間ごとに学生ごとの残高を算出して通帳残高と一致することを2名以上の職員にて確認し、証跡を残すことを推奨する。また、預り金から発生する利息の取扱いが決まっていないので、利息を学生のものとするのか学校のものとするのかといった帰属先や、学生への返還額に加えるのであれば各学生への按分方法を検討し決定すべきである。

### 3.1.5. 山梨県森林総合研究所

【施設の概要】

山梨県森林総合研究所は、林業試験場を由来とする県の研究施設であり、森林環境創出、森林資源の有効活用に関する研究、研究成果の研修・普及を行っている。

研究施設は富士川町にあり、研究棟、管理棟の他、木材加工実験棟、機材格納庫等の建物や研修に使用する実習林を備えた施設である。施設の一部を森の教室として常時一般の県民に開放し、木のおもちゃにふれる機会や研究成果を知る機会を提供している。附属施設として、富士吉田試験園、南部林木育種園、シミックハヶ岳薬用植物園を管理している。

令和6年4月1日から10年を対象期間とする第7次研究基本計画では、研究の基本方針を、「森林の有する多面的機能の発揮に向けた研究」、「林業の持続的かつ健全な発展に向けた研究」、「林産物の供給及び利用の推進に向けた研究」、「他分野との連携による研究」の4項目に定め、研究を行っている。

(1) 沿革

昭和10年 林業試験場として富士吉田市上吉田に設立

昭和45年 甲府市岩窪町に移転

昭和59年 林業技術センターに改組。本所を白根町上今諏訪に置き、試験研究部門は甲府市岩窪町に整備

平成6年 「山梨県森林総合研究所」として増穂町最勝寺に移転

(2) 所在地

山梨県森林総合研究所 南巨摩郡富士川町最勝寺 2290-1

附属施設 3ヶ所 富士吉田市、南部町、北杜市

(3) 目的

魅力ある林業と山村の活性化を図るなど新時代の本県の森林・林業に対応するため、前身である林業技術センターの整備検討を行い下記の目的のため平成6年4月に「山梨県森林総合研究所」を開所した。

・ 森林・林業・木材利用に関する総合的な研究試験、技術開発、普及指導の機能を有するものとする。

- ・県内林業、木材産業を始めとする地域社会のニーズに対応した、実践的、且つ実証的研究を優先するものとする。
  - ・実用化に向けて民間企業との共同開発を促進し、開かれた研究機関を目指すものとする。
  - ・森林・林業に関する情報を、一般県民、民間企業へ提供することができる情報センターとしての機能を有するものとする。
  - ・広く一般県民が森林・林業の役割を理解し、体験できるものとする。
- (山梨県森林総合研究所からの書面による回答を掲載)

(4) 職員数

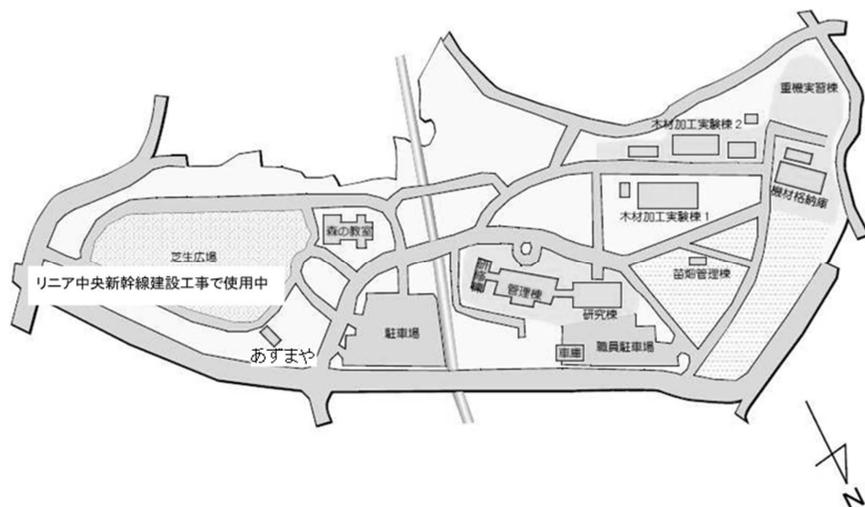
30名(行政職5名、研究職10名、技労職2名、他会計年度任用職員等13名)

(5) 予算執行額

令和5年度 136,421,605円

(6) 施設図(富士川町の研究施設)

監査を実施した令和6年9月時点において芝生広場は、リニア中央新幹線建設工事のため縮小している。



【実施した監査手続】

- ・担当者への質問の実施
- ・予算執行状況について関連する資料の入手・閲覧
- ・研究施設の視察

【指摘事項又は意見事項】

No.18. 【意見事項】遊休資産等の除却、整理について

陳腐化した資産や使用予定がない資産、消耗品等について除却、整理を行うべき。

監査手続として山梨県森林総合研究所の研究棟、管理棟等、一連の施設について視察を実施した。材料製品倉庫に過去に加工し、現在使用予定がない大量の木材が保管されていた他、10年以上前のパソコンや周辺機器、これらに関するマニュアル本などが多数保管されていた。また、研究棟の各研究室においても10年以上前に製造され現在使用していないパソコンが数台存在していた。

整理できない理由を確認したところ、整理廃棄に係る予算が確保できなかったとのことであったが、過去に廃棄を先送りしてきたことにより招いた事態かと思われる。不要になった資産が倉庫を占有している一方で、ヒアリングにおいて研究に使用する溶接機械を設置するスペースが不足しているということも聞いている。使用予定がなくなった資産については、適時に除却を実施して、保管場所を他の用途に有効活用すべきである。

また、材料製品倉庫の横の敷地に粗大ごみが放置されているが、すでに業者に整理を依頼しているとのことであった。現地の様子からは遺棄されてから相当の年数が経過していると思われる。このような事態になる前に適時に処理すべきである。

この他、ファイロンハウス、ソーラー乾燥棟は、これらの設備を使用する研究が行われていないことから長期間使用されていない状態となっていた。費用対効果を踏まえ現状のまま放置しておく選択もあるが、新たな研究をする際には、除却して研究用地とすることや、改修して他の用途にあてる等資産の有効利用ができないか検討すべきである。

### 3.1.6. 森林組合

#### 【概要】

#### 1. 森林組合の概要

森林組合は、森林所有者が互いに協同して林業の発展を目指す協同組合である。

「森林組合法」という法律に基づいて設立されており、この法律は、組合員の経済的社会的地位の向上を図ることと森林の保続培養、森林生産力の増進を図ることを通じて、国民経済の発展に貢献することを目的としている。

つまり、森林組合は、森林所有者自らの相互扶助の組織であるとともに、森林造成を通じて、木材供給のほか国土保全、水資源かん養、環境保全、文化・教育・レクリエーションの場の提供など、森林を通じた人間の生活環境の保全にとって、重要な役割を持つものとして位置づけられている。

(出典：全国森林組合連合会 HP より)

#### 2. 山梨県の森林資源の現状

本県の森林面積は、347,436ha で県土の約 78% を占め、国有林 4,611ha (約 1%)、県有林 158,225ha (約 46%)、民有林 184,599ha (約 53%) から構成されている。

森林資源の構成は、人工林 149,743ha、天然林 170,761ha、その他 22,321ha となっており、森林面積の約 44% を占める人工林の齢級構成は、46 年生以上が約 81% であり、伐期に達した森林の占める割合が増加している。

(森林面積と森林比率)

森林面積と森林比率

全 国		
総面積	森林面積	森林比率
37,297 千ha	25,025 千ha	67.1%

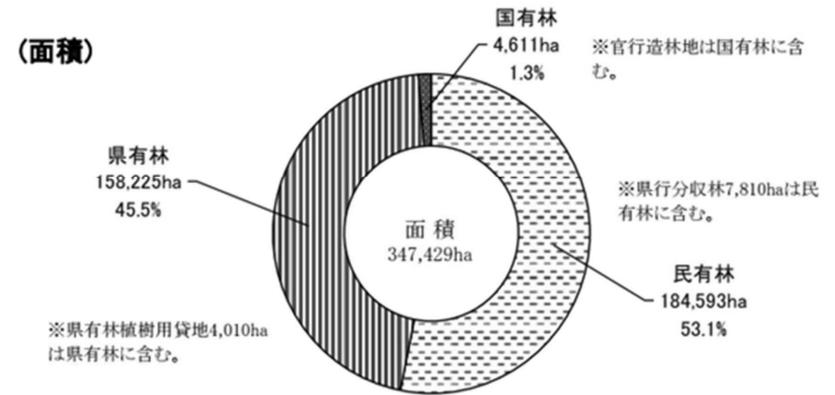
※総面積は、北方領土面積を除いた国土地理院出典全国都道府県市区町村別面積調による (R5. 1. 1時点)  
 ※森林面積は、森林法第2条第1項に規定する森林の数値(2023「森林・林業統計要覧」(林野庁編)による)

山 梨		
総面積	森林面積	森林比率
446,527 ha	347,429 ha	77.8%

※総面積は、「山梨県統計年鑑」(令和4年度刊行)による  
 ※森林面積は、森林法第5条に規定する地域森林計画の対象森林と県内国有林の計 (R5. 3. 31時点)  
 (森林整備課の業務資料及び関東森林管理局の数値による)

(所有形態別森林面積と蓄積)

所有形態別森林面積と蓄積



(出典：R5 山梨県林業統計書)

3. 県内の森林組合の概要

(山梨県における森林組合一覧 出典：県作成資料)

林務環境事務所	組合名	事務所の所在地	郵便番号	電話番号 (ファックス)	組合長氏名	役員数(人)		森林面積 地区内面積 (ha)	組合員所有 面積 (ha)	正組合員数(人)	准組合員数(人)	私立資 出資金 (千円)	作業班 員数 (人)	設立登記 年月日	認定 事業体 認定 年月日
						理事	監事								
中北	中央	甲府市住吉1丁目2-19	400-0851	055-232-0581 (055-232-0579)	米山 敏彦	27	3	44,377	16,004	2,263	78	41,841	23	S57.6.30	R3.4.1
	峡北	北杜市武川町高融36	408-0303	0551-26-2300 (0551-26-2390)	坂本 正輝	21	3	55,571	10,671	4,149	30	34,184	22	S58.3.31	R2.4.1
峡東	峡東	甲州市塩山赤尾453-1	404-0033	0553-33-2901 (0553-33-3903)	佐藤 繁則	20	3	45,237	12,568	2,308	5	43,760	1	S56.7.30	R5.4.1
	峡南	富士川町諏訪新居山菅有番地	400-0401	0556-27-0231 (0556-27-0233)	渡邊 学	18	3	29,355	14,818	2,830	-	55,642	10	S56.3.31	R5.4.1
峡南	早川町	早川町雨畑1	409-2734	0556-20-5100 (0556-20-5101)	望月 健市	11	3	35,113	12,896	627	6	21,387	8	S42.1.23	R6.4.1
	身延町	身延町梅平2483-36	409-2831	0556-62-0084 (0556-62-0084)	木内 孝明	10	3	10,437	6,273	644	-	11,605	5	S37.3.30	R2.4.1
富士東部	南都留	南都留南都8013-1	409-2212	0556-64-2064 (0556-64-2352)	木内 一行	14	4	15,429	11,721	1,478	121	146,818	25	S43.3.30	R5.4.1
	南都留	南都留市法能404-13	402-0025	0554-43-7455 (0554-43-6982)	杉本 光男	20	3	26,391	14,526	2,214	7	35,272	1	S58.3.15	R2.4.1
富士東部	大月市	大月市大月町花袋1689-11	401-0015	0554-22-4111 (0554-22-7080)	榎本 佳秀	22	4	25,243	10,726	1,774	-	25,825	2	S39.7.31	R4.4.1
	北都留	上野原市上野原5272-2	409-0112	0554-62-3300 (0554-62-3474)	加藤 和秀幸	12	3	24,519	8,849	1,853	47	41,205	18	S59.7.30	R5.4.1
計	富士北都留	富士河口湖町船津6683-1	401-0301	0555-72-2300 (0555-72-2982)	桑原 賢次	28	3	32,326	8,630	1,732	28	36,505	4	S56.5.26	R4.4.1
	1組合あたり平均					203	35	343,998	127,682	21,872	322	483,844	119		
全国1組合あたり平均						18	3	31,273	11,607	1,988	29	44,895	11		
全国1組合あたり平均(全国の組合数607)					(対全国平均比)	164%	100%	45%	77%	86%	31%	50%	52%		
山梨県森林組合連合会					榎本 佳秀	9	3	-	-	11	-	50,500	-	S27.4.20	

\* 県内組合数値及び全国組合数値は、令和5年度実施森林組合一元調査(令和4年度業務)による。  
 \* 事務所の所在地、組合長及び認定事業体認定年月日は、令和6年4月1日現在。  
 \* 私立資出資金については、令和6年3月末もしくは令和5年12月末現在  
 \* 作業班員数については組合員労働者数(事務員を除く)。

(森林組合 地図)



4. 森林組合に対する常例検査

山梨県林政部林業振興課は、森林組合法第111条第4項の規定に基づき、県内の11の森林組合に対して常例検査を実施している。

〔森林組合常例検査の根拠〕  
 森林組合の常例検査に関する補足説明について

○県が行う常例検査については、森林組合法第111条第4項に基づき実施しており、根拠法令は以下のとおりである。

- 森林組合法(抄)  
 (業務又は会計状況の検査)  
 第百十一条

4 行政庁は、出資組合又は出資連合会の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査をしなければならない。

(所管行政庁)

第百十九条 この法律における行政庁は、第八十七条(第百条第四項及び第百九条第五項において準用する場合を含む。)又は第百八条の三第一項の場合を除いては、都道府県の区域を超える区域を地区とする組合及び都道府県の区域を地区とする連合会については農林水産大臣とし、その他の組合については都道府県知事とする。

2 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

○常例検査における実施要綱等は、森林組合法施行令第22条第1項及び第2項により、農林水産大臣に関する規定は都道府県に関する規定として適用があるものとされることから、農林水産省の規定により実施している。

●森林組合法施行令(抄)

(都道府県が処理する事務)

第二十二条 法第百十条第一項及び第二項、第百十一条第一項から第五項まで、第百十三条第一項及び第二項並びに第百十五条第一項及び第二項に規定する行政庁の権限に属する事務で、法第百十九条第一項の規定により農林水産大臣の権限に属するもののうち、都道府県の区域を地区とする森林組合連合会(以下「都道府県連合会」という。)に関するものは、都道府県知事が行う。ただし、都道府県連合会の事業の健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、農林水産大臣が自らその権限に属する事務(法第百十一条第一項並びに第百十五条第一項及び第二項に規定する事務を除く。)を行うことを妨げない。

2 前項本文の場合においては、法中同項本文に規定する事務に係る農林水産大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

【実施した監査手続】

- ・担当所管課に対する質問
- ・関係資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

No.19.【意見事項】常例検査スケジュールについて

常例検査を効果的かつ効率的に実施するために監査計画を作成することを要望する。

(現状)

県による各森林組合の常例検査は、原則年1回行うことが、森林組合法第111条第4項に定められており、それに基づいて毎年1回1日(基本5人体制)で行っている。

(問題点及び改善策)

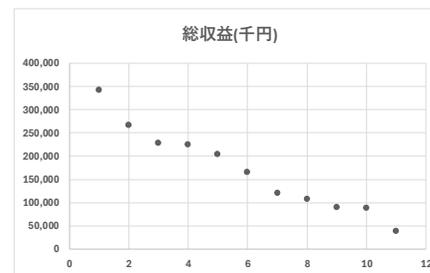
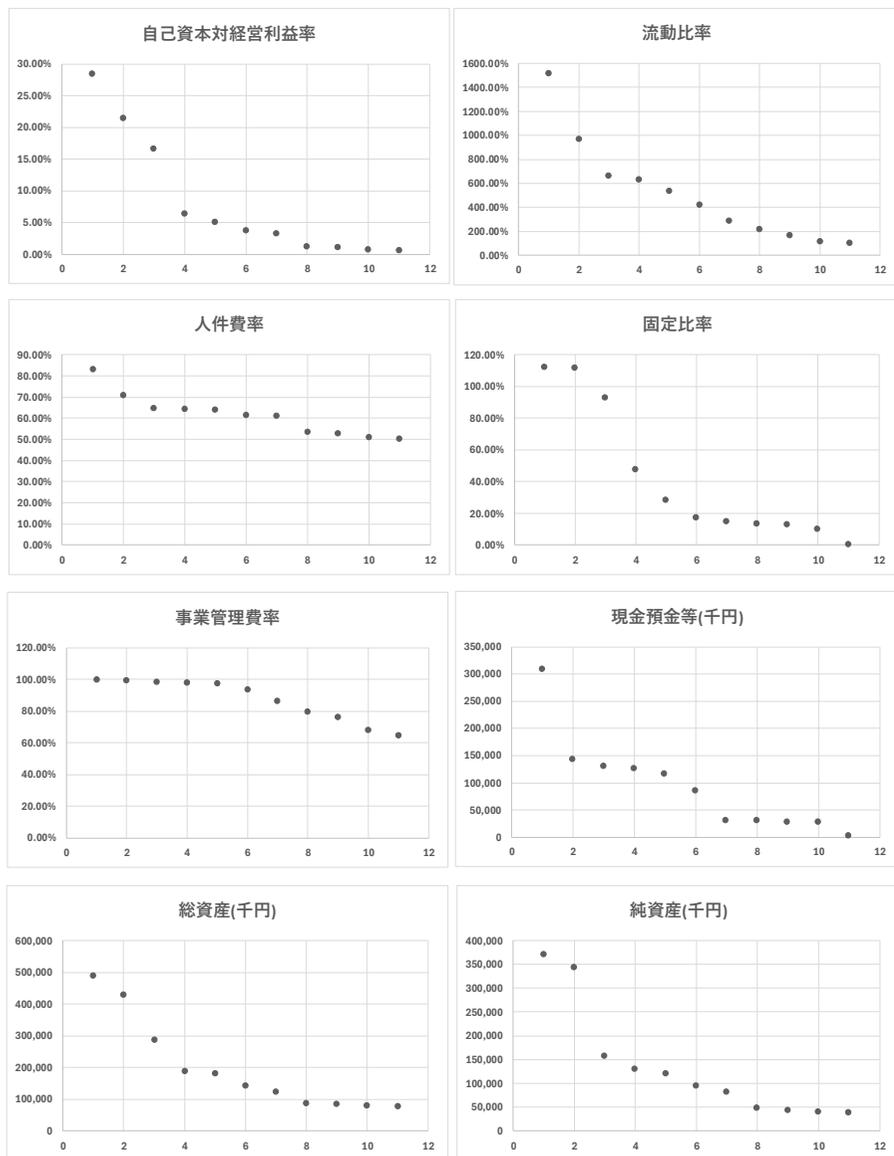
以下は、各森林組合の経営指標とそれを表したグラフである。これは、各経営指標を森林組合ごとに算定したものを、各森林組合ごとでなく、その指標ごとに数値順に並び変えたものである。

[森林組合の経営指標等]

要経営指標及び決算数値

順位	自己資本対総務割合率	流動比率	人件費率	固定比率	事業管理費率	現金当座等(千円)	総資産(千円)	純資産(千円)	総収益(千円)
1	28.37%	1519.20%	82.93%	111.79%	99.80%	309,084	488,507	371,343	341,192
2	21.38%	966.00%	70.78%	111.72%	99.23%	142,661	428,247	343,721	266,348
3	16.60%	666.10%	64.61%	92.94%	98.00%	130,031	286,107	157,566	227,246
4	6.30%	633.37%	64.00%	47.31%	97.44%	125,912	187,102	130,172	224,066
5	5.06%	535.94%	63.68%	28.00%	97.17%	116,227	181,538	119,895	204,215
6	3.65%	421.91%	61.19%	17.14%	93.22%	85,948	141,973	95,762	165,894
7	3.26%	284.52%	60.99%	14.61%	85.86%	31,152	123,744	82,478	119,842
8	1.15%	214.87%	53.32%	13.00%	79.31%	30,546	86,655	48,862	107,854
9	1.00%	166.60%	52.62%	12.92%	76.00%	28,052	83,600	43,449	89,196
10	0.73%	114.89%	50.90%	9.74%	67.87%	27,913	79,622	40,246	88,566
11	0.53%	101.25%	49.96%	0.37%	64.64%	2,510	77,095	38,781	37,636

山梨県の11の各森林組合の令和5年度の決算書にもとづいて作成。各森林組合の経営指標等のデータを、当該指標ごとに大きい順に上から下に並べたものです。



経営指標とその説明

自己資本対経営利益率	経営利益/自己資本×100%	比率が高いほど収益が良いことを示す
流動比率	流動資産/流動負債×100%	比率が大きいほど返済能力があり、運営の安全性が高いことを示す
人件費率	人件費総額/事業総利益×100%	収益によって人件費がどの程度賄われているかを示す
固定比率	固定資産/自己資本×100%	固定資産がどの程度自己資本によって補われているかを示す
事業管理費率	事業管理費/事業総利益×100%	収益によって事業管理費をどの程度賄っているかを示す
現金預金等	現金預金等残高	手元流動性がどれくらいあるかを示す指標
総資産	総資産残高	組合の規模を表す指標
純資産	純資産残高	組合の資産から負債を差し引いた金額。財務状況を示す指標
総収益	売上高およびその他の収益合計	組合の取引規模を表す指標

各森林組合において、その総資産額、収益高、財政状態など様々であることがわかる。このように、多様な森林組合に対して実施される常例検査が、基本的に1日5人体制で実施されていることが問題である。

森林組合によっては、検査の人員を1名増員するなどをして対応しているようであるが、これほど種々様々な森林組合を基本1日の監査で行うことは、効率的・効果的ではない。場合によっては、検査の人員だけでなく、日数も弾力的に対応し、効率的な検査を実施できるよう監査計画の策定が必要と考える。常例検査を効果的かつ効率的に実施するために、監査計画を作成することを要望する。

(参考)

監査計画とは

監査人は、監査を効果的かつ効率的に実施するために監査計画を作成しなければならない。

まず企業の規模や複雑性を考慮し、管理組織のレベルや内部統制の整備・運用状況、取引の実体などを分析して、監査業務の範囲や監査チームが考慮すべき点などの方向性を設定する。これをもとに監査チームのメンバーの配置を行い、リスクが高いと考えられる領域には経験・能力がある人員を配置し、適切な監査時間も設定していく。

監査計画は、いかにして監査リスクを低く抑えるかが重要なポイントであり、その策定には、監査経験や洞察力が必要とされる。

(出典：日本公認会計士協会)

## No.20. 【意見事項】常例検査の調書について

---

リスクアプローチの手法を取り入れ常例検査が効率的、効果的になされるためにも、誰が、どの項目に対して、どのような手続を実施して、結論を導いたのか(監査証跡)をまとめた、監査調書を作成、整備することが望まれる。

---

(現状)

常例検査は、検査終了後に検査書として森林組合あてに指摘事項等が報告されることになる。検査終了日には、森林組合に対して、検査の結果が報告されるだけでなく、その報告内容は、検査員と林務環境事務所からの留意事項として、取りまとめられ、次年度の監査に活かされる。

常例検査自体は、勘定科目、体制、事業、財務管理、事業管理、決算関係、リスク管理ごとに詳細にチェックリストが設定されており、それに基づいて、検査されることとなる。

(問題点及び改善策)

検査項目ごとに、調書として、誰がどのような手続を行ったのか、結論はどうかといったことが、監査調書としてまとめられ、次年度に引き継がれることがない点が問題である。

リスクアプローチの手法を取り入れ常例検査が効率的、効果的になされるためにも、誰が、どの項目に対して、どのような手続を実施して、結論を導いたのか(監査証跡)をまとめた、監査調書を作成、整備することが望まれる。

(参考)

リスクアプローチ

監査を効果的・効率的に進めるための手法。

監査の人員や時間などの監査資源が有限であるため、すべての項目に対して総括的に監査を行うのではなく、経済環境、会社の特性などを勘案して、財務諸表の重要な虚偽表示に繋がるリスクのある項目に対して重点的に監査資源を投入し、効果的・効率的に監査を行う手法。

(出典：日本公認会計士協会)

## No.21. 【意見事項】森林組合に対する支援について

---

各森林組合の情報をとりまとめることができる県施設所管課においては、収益性、安全性を高める指標等を十分分析の上、各森林組合にその情報を共有、フィードバックすることが非常に重要であるが、それに加え、森林組合に対する支援事業を有効活用し、やまなし森林整備・林業成長産業化推進プランの実現に向けた積極的な取組を要望する。

---

(現状)

やまなし森林整備・林業成長産業化推進プランの中における森林組合の位置づけは、以下のとおりである。

○やまなし森林整備・林業成長産業化推進プランの中の位置づけ

「第7章 プランの実現に向けて

本プランの実現のためには、森林からの恩恵を受けている全ての県民が、森林の整備・保全に関する活動を支援し、社会全体で森林を支えるという意識を持った上で、森林資源の有効活用を図ることが重要です。

また、県はもとより、市町村、森林所有者、森林組合等の林業経営体、木材加工・建築事業者など、森林・林業・木材産業やその他企業の関係者が、適切な役割分担の下、相互に連携して取組を進めていくことが必要です。

(3) 森林組合等の林業経営体

- ・ 施業の集約化等による生産性の向上に努め、収益の増加を図り経営基盤を強化するとともに、持続的な管理・経営を推進
- ・ 新たな森林経営管理制度の確実な実行に向け、市町村からの森林の経営管理の再委託を意欲的に受託
- ・ 特に森林組合は、森林所有者を構成員とする協同組合として、組合員に対するサービスと指導を強化するとともに、地域の森林整備・林業の先導役として積極的に事業を展開

つまり、森林組合は、「組合員に対するサービスと指導を強化するとともに、地域の森林整備・林業の先導役として積極的に事業を展開」することだけでなく、「生産性の向上」による「経営基盤の強化」も、求められている。

しかし、県内の11の森林組合においては、収益性、財務状況、組織体制などそれぞれの森林組合の地域特性に応じて様々な隔りがあることも事実である。例えば、先の県内の森林組合の経営指標（令和5年度の決算書に基づく）によると、自己資本経常利益率が最も高い森林組合は28%であるが、最も低い森林組合は0%となっている。これは、森林組合がどれくらい効率よくお金を稼いでいるかを示す財務指標である。また、現金預金等の残高においては、300百万円のところもあれば、2百万円と手元資金が少ない森林組合もある。総収益に至っては、341百万円の森林組合もあれば、37百万円にとどまる森林組合もある。

このように、森林組合の収益性、財務状況、その組織体制、組合員数など、各森林組合の特性は様々である。

加えて、県内の森林組合は、全国と比べて小規模であり、木材生産事業への参加が難しい状況でもある。

(問題点及び改善策)

そのような状況下において、「やまなし森林整備・林業成長産業化推進プラン」では、「森林組合の積極的な事業展開」「生産性の向上」「経営基盤の強化」などが求められているが、森林組合の自主的な活動に任せておいては、当該プランの実現は難しいと思われる。

そこで、県は、森林組合経営基盤強化支援事業を実施している。

これは、県下森林組合へデータに基づく望ましいあり方を示すことで、自主的な改革を促し、体制強化を指導することを事業内容とする。

当該事業の具体的な内容は、外部の専門家に各森林組合における経営基盤強化に向けた調査分析業務を委託し、その結果として、各森林組合に対する経営診断報告及び県における森林組合の経営基盤強化に向けた調査分析の報告を受けるものである。

この報告書には、各森林組合に対する「望ましい姿の実現に向けた取組の方向性」が各森林組合ごとに具体的に提言されており、県に対しては、「民間経営体との協業」や「組合間連携」及び「組織再編」などによる労働生産性の向上や、各森林組合の望ましい姿に向けた取組の方向性が具体的に提言されている。

このような、専門家による意見を踏まえ、俯瞰的に県全体の森林組合を捉えることは、民有林整備の中核を担う森林組合に対し、改革に向けた取組を促して体制強化を図る上では、重要なものとなると思われる。

各森林組合の情報をとりまとめることができる県所管課においては、収益性、安全性を高める指標等を十分分析の上、各森林組合にその情報を共有、フィードバックすることが非常に重要であることは、言うまでもないが、それに加え、森林組合に対する支援事業を有効活用し、やまなし森林整備・林業成長産業化推進プランの実現に向けた積極的な取組を要望する。

### 3.2. 林政部施策事業の監査

・抽出基準

林政部5課が所管する事業（ただし、経常経費などの経常的事業は除外。）から、抽出単位を細事業単位とし、その当初予算額が10百万円以上を基準として選定した。ただし、10百万円未満の事業であっても、質的観点による監査人の判断により一部選定している。

なお、抽出した事業について複数の林務環境事務所において執行されている場合は、任意で1つの林務環境事務所を選定し、当該林務環境事務所における執行状況について往査を行い、監査を実施した。

・抽出結果

その結果、所属課ごとの抽出細事業数及び当初予算額計は以下のとおりとなった。

所属課	抽出細事業数	当初予算額計
森林政策課	9事業	2,652,754千円
森林整備課	12事業	178,559千円
林業振興課	13事業	623,471千円
県有林課	9事業	385,442千円
治山林道課	5事業	745,645千円

なお、各事業の往査拠点をまとめると次のとおりである。

事業名/林務環境事務所	本庁	中北	峡東	峡南	富士・東部
森林環境保全基金積立金	○				
県民参加の森林づくり推進事業費	○				
山梨県森林環境譲与税基金積立金	○				
森林環境教育推進事業費補助金	○				
緑化樹養成事業費	○	○			
緑の普及啓発事業費	○				
森林整備地域活動支援交付金	○				
森林資源現況調査費	○				
森林情報管理システム保守点検・データ更新業務費	○				
スマート林業推進事業費	○				
松くい虫等総合対策事業費	○	○			○
ナラ枯れ被害拡大防止事業費	○				○
森林保全管理推進事業費	○	○			
低コスト再造林対策事業費補助金	○				○
林業用優良苗木確保資金貸付金	○				
森林組合事業促進資金貸付金	○				
林業労働者通年就業奨励事業費補助金	○				
森林整備担い手対策事業費（基金事業）	○				
森林の担い手づくり強化対策事業費	○				
しいたけ原木等確保資金貸付金	○				
県産材流通活性化事業資金貸付金	○				
やまなしの木マーケット開拓事業費（BP枠）	○				
県産材供給システム強化対策事業費	○				
木質バイオマス利用促進施設等整備事業費補助金	○				
未利用材活用促進事業費	○	○			
新たな森林空間活用事業費	○	○			
保安林整備受託事業費	○			○	
林道事業調査業務費	○			○	
治山事業調査業務費	○			○	
恩賜林保護組合連合会事業費補助金	○				
松くい虫被害調査費	○		○		
獣害防止施設保全管理事業費	○		○		
ナラ枯れ被害木除去事業費	○				○
境界保全管理事業費	○	○			
土地管理費	○	○			
恩賜県有財産貸付料調査費	○				
分収林管理費	○				○
収穫予定箇所の立木調査・処分費	○			○	
やまなし次世代林業強化推進事業費	○			○	
県営林道維持修繕費	○	○			
県営林道事業調査業務費	○	○			
保護事業交付金	○				○
部分林分収交付金	○				○
土地利用条例交付金	○				○
演習場交付金	○				○
県有資産所在市町村交付金	○				
林業・木材産業改善資金貸付金	○				
木材産業等高度化推進資金貸付金	○				

### 3.2.1. 山梨県森林環境保全基金積立金（森林政策課）

#### 【事業の概要】

山梨県森林環境保全基金積立金（以下「基金」という。）とは、平成24年度から導入された森林環境税の用途を特定するために設置された基金に対する積立金をいう。森林環境税は、荒廃した森林の間伐や再生、木材、木質バイオマスの利用促進等を目的に条例により制定された。山梨県に納税する個人は500円、法人は均等割の5%相当額を納税している。年間の税収は約2億8千万円であり、一般会計から基金に繰入れを行った後に、基金より森林整備事業などに支出している。

#### 【目的・法令根拠等】

山梨県森林環境保全基金条例

#### 【令和5年度 予算/決算執行状況】

予算現額：329,562千円

決算額：329,549千円

#### 【具体的な目標】

森林環境税は、おおむね20年程度で森林整備を行うことを目的としており、5年ごとに事業の見直しを行っている。令和5年度が含まれる第3期5カ年計画では、荒廃森林再生事業において間伐 3,460ha、森林作業道 85,000m等を目標としている。

#### 【実施した監査手続】

- ・基金の進行状況資料の閲覧
- ・担当者へのヒアリング

#### 【指摘事項又は意見事項】

### No.22. 【意見事項】基金繰越残高の計画的解消について

実質的な基金残高を把握した上で、事業の遅れを計画的に解消すべき。

森林環境保全基金は毎年本県の税収と神奈川県負担金を合わせて約3億円の繰入れがある。森林整備事業は、単年度の事業と2カ年計画の事業があり、2カ年計画の事業では初年度に一般会計へ振り替えた後に事業費の一部は翌年に繰り越される。

#### 過去5年間の執行状況 (単位：百万円)

項目	R1	R2	R3	R4	R5
基金収入	309	312	294	305	309
執行額	211	269	237	273	325
翌期繰越額	147	189	199	216	205

(定例監査資料 森林環境保全基金 執行状況表より抜粋)

過去5年間において、令和元年度から令和4年度は予算執行額が基金収入を下回っており基金が留保されている。令和5年度の基金留保額（実際に未使用の基金）は、65,994,277円である。また、令和5年度の翌年度繰越分205百万円の内、執行見込がない額も実質的な基金留保額となるが、翌年度繰越分にどの程度執行見込がないものが含まれるかは不明である。基金留保額に加え、翌年度繰越額が近年増加傾向であり実質的な基金残高は増加していると考えられることから、予算執行を拡大する等対応を図るべきである。これに対し、令和6年度より森林整備事業の採択要件を緩和したり、協定期間を緩和したりするなどの措置により、事業の推進を図っているとのことであるが、対策の効果を検証し中期的に事業の遅れを改善できるよう注視すべきである。

### 3.2.2. 県民参加の森林づくり推進事業費（森林政策課）

#### 【事業の概要】

山梨県では、多様な公益的機能を有する森林を県民全体で守り育て、次の世代に引き継ぐとともに、低炭素社会の実現に向けた総合的な取組を一層推進していくため、平成24年4月から「森林環境税」を導入し、森林の持つ多様な公共的機能について県民の理解が得られるように以下のような普及啓発事業を行ってきた。

- 平成24年度：木質バイオマス普及促進シンポジウムの開催
- 平成25年度：木質バイオマス利用体験教室の開催
- 平成26年度：森林整備現場見学会の開催
- 平成27年度以降：森林整備現場見学会の開催  
森林環境税を活用した森林づくりの情報発信
- 令和4年度：県民理解促進のための動画制作・放映
- 令和5年度は、以下の普及啓発事業を行った。
  - ・森林整備現場見学会の開催  
峡東地域コース（1回）、中北地域コース（1回）
  - ・森林環境税を活用した森林づくりの情報発信  
森林環境情報誌「木もれ日」の作成・配布

#### 【目的・法令根拠等】

平成24年4月から実施した森林環境税活用事業について、地球温暖化防止、水源かん養など、森林の持つ多様な公益的機能を多くの県民に理解していただき、県民参加の森林づくりを進めるため、普及啓発事業を実施する必要がある。

#### 【令和5年度 予算/決算執行状況】

予算現額：3,192千円  
決算額：2,329千円

#### 【具体的な目標】

森林環境税を活用し、森林整備等の事業を実施していくことにより、多様な公益的機能を有する森林を県民全体で守り育て、次の世代に引き継ぐとともに、低炭素社会の実現に向け、総合的な取組を一層推進していくことが目的である。

#### 【実施した監査手続】

- ・関連資料の入手・閲覧
- ・担当者への質問の実施

#### 【指摘事項又は意見事項】

### No.23. 【意見事項】森林整備現場見学会におけるアンケートの項目について

森林整備現場見学会におけるアンケート項目に「参加回数」を追加し、特に新規参加者の参加状況を把握することで、リピーターのみではなく、より多くの県民の方々に参加して頂けるような施策を立案・実施することが、森林の持つ多様な公益的機能を多くの県民に理解していただき、県民参加の森林づくりを進めるという事業目的を達成するためにはさらに有用であると思料する。

#### （現状）

森林整備現場見学会に参加した際、参加者にはアンケートの実施をお願いしている。アンケートは選択式と記述式の項目があり、以下のとおりとなっている。

Q1 あなたの性別を教えてください。

1. 男性
2. 女性

Q2 あなたの年齢を下から選択してください。

1. 11～20歳
2. 21～30歳
3. 31～40歳
4. 41～50歳
5. 51～60歳
6. 61～70歳
7. 71～80歳
8. 80歳以上

Q3 本日の「森林整備現場見学会」をどこで知りましたか。

1. 施設窓口のチラシ
2. 県のホームページ

3. 新聞広告
4. 友人・知人からの紹介
5. その他

Q4 あなたは、森林環境税をどのように活用しているのか、ご存知でしたか。

1. 知っていた
2. 知らなかった

Q5 本日は、森林環境税の使いみちをご理解いただけましたか。

記述式

Q6 本日の「森林整備現場見学会」の内容はいかがでしたか。

記述式

(問題点及び改善策)

現行のアンケート項目に「参加回数」という項目を追加することにより、新規参加等の参加経験が比較的浅い参加者の状況を把握することができ、より数多くの新規参加者が積極的に参加できるような施策の立案に資することとなるものと考えられる。リピーターのみではなく、より幅広い参加を促進し、より多くの県民の方々に参加して頂けるような施策を立案・実施する方が事業目的に沿ったものとなるものと思料する。

### 3.2.3. 山梨県森林環境譲与税基金積立金（森林政策課）

#### 【事業の概要】

山梨県森林環境譲与税基金積立金は、国の森林環境譲与税を繰り入れ、管理する積立金である。森林環境譲与税は、温室効果ガス排出削減目標の達成、災害防止を図るため、間伐等の森林整備などの安定的な財源を確保する必要が生じたことから、森づくりを支える仕組みとして創設された国税である。

森林環境譲与税を基金に繰り入れ、市町村が実施する間伐等の森林整備を支援するための費用として、人材育成にかかる経費（山梨県立農林大学校森林学科の運営費など）や木材利用促進・普及啓発にかかる経費（森林環境教育推進事業費補助金など）に活用している。

#### 【目的・法令根拠等】

山梨県森林環境譲与税基金条例

#### 【令和5年度 予算/決算執行状況】

予算現額：68,597千円

決算額：68,594千円

#### 【具体的な目標】

基金の交付を通じて森林整備を促進することを目標としている。

#### 【実施した監査手続】

- ・補助金要綱、実施報告等の資料の閲覧
- ・担当者へのヒアリング

#### 【指摘事項又は意見事項】

特記すべき事項なし。

### 3.2.4. 森林環境教育推進事業費補助金（森林整備課）

#### 【事業の概要】

令和2年10月に設立された「やまなし森林環境教育・木育推進協議会」（以下「協議会」という。）が実施する、森林体験活動及び木育を推進する事業に要する経費に対し、補助金を交付している。補助対象経費は以下のとおりである。

#### i. 森林体験活動の企画支援に要する経費

森林体験活動の充実を図るため、教育機関等がアドバイザーへ企画を委託する際に要する経費。

#### ii. 木育に要する経費

##### ・木にふれあう場創出事業

保育所等が、子どもやその親が木にふれあうことが出来る場を創出するため、県産材を使用した木育スペースの設置・改修や、木製玩具等の購入に要する経費。

##### ・木育インストラクター育成事業

木育インストラクター養成講座を県内で実施する際に要する経費。

#### iii. 普及啓発活動に要する経費

協議会が森林環境教育及び木育に関する普及啓発活動を実施する際に要する経費。

#### iv. その他事業実施に必要となる経費

事業を実施するために事務局が要する旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費等の経費。

#### 【目的・法令根拠等】

次代を担う子どもたちが森林や林業、木材利用の意義に対する理解を深め、豊かな心を育むため、保育園等が行う森林体験活動や、企業や保育園等が行う木育活動を推進するため、「やまなし森林環境教育・木育推進協議会」を設置し、教育・産業・行政など幅広い分野が連携し、活動を推進していくことが目的である。

#### 【令和5年度 予算/決算執行状況】

予算現額：3,076千円

決算額：3,001千円

#### 【具体的な目標】

教育機関等が行う森林体験活動や、企業や保育園等が行う木育活動を推進することにより、山梨県総合計画、その部門計画である「やまなし森林整備・林業成長産業化推進プラン」による次代を担う子どもたちが、森の大切さや木の魅力を学び、森林や木の文化を継承する豊かな心を育むことが出来るような環境を整えていくことが目標である。

#### 【実施した監査手続】

- ・関連資料の入手・閲覧
- ・担当者への質問の実施

#### 【指摘事項又は意見事項】

### No.24. 【意見事項】協議会における総会の開催日、監事による監査報告日について

「やまなし森林環境教育・木育推進協議会」会則第10条によれば、「協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。」とされているものの、令和5年度の総会は令和6年3月28日、監事による監査報告日は令和6年3月25日となっている。総会の日及び監事による監査報告日は、事業年度終了日以後の適切な日とするのが妥当と思われる。

#### （現状）

「やまなし森林環境教育・木育推進協議会」会則第10条によれば、「協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。」とされているものの、令和5年度の総会は令和6年3月28日、監事による監査報告日は令和6年3月25日となっており、令和5年度の事業年度終了日である令和6年3月31日以前の日付になっている。

#### （問題点及び改善策）

「山梨県森林環境教育推進事業費補助金交付要綱」（以下「補助金交付要綱」という。）第8条に以下のような記載がある。

(実績報告)

第8条 協議会は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書(様式第5号)に必要な関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

協議会が、令和6年3月27日付けで提出した「令和5年度山梨県森林環境教育推進事業費補助金事業実績報告書」(様式第5号)によれば、事業完了日は「令和6年3月18日」となっている。そのため、補助金交付要綱第8条に従えば、事業実績報告書の提出期限は「令和6年4月10日」となる。

これらのことから、総会の日及び監事による監査報告日が、事業完了日である令和6年3月18日以後の日付となっており、実質的な問題はないとも考えられる。

ただし、先述したとおり、協議会の令和5年度の事業年度終了日はあくまでも令和6年3月31日であるため、一般的に総会開催日及び監査報告日は事業年度末日後になることを考慮すると、令和6年4月1日から令和6年4月10日のうち、いずれか適切な日とすることが妥当と思われる。また、監査日数を十分に確保し、監事監査の実効性を担保できる点からも、決算日後の日付にする方がより望ましいと考えられる。

### 3.2.5. 緑化樹養成事業費(森林整備課)

#### 【事業の概要】

県内2箇所(大泉緑化園・日野春緑化園)において、購入またはグリーンバンク事業等により入手した緑化樹を管理育成し、県及び市町村の公共施設への配布を行っている。主な事業内容は以下のとおりである。

- ・ 寄付による緑化樹の養成。
- ・ 住宅地の増改築工事、道路の拡張工事及び公有地の開発・転用等に伴い、不用となった有用大型緑化樹の管理育成及び再利用(グリーンバンク事業)。
- ・ 県有林の新・改植地において地拵え、除伐により伐倒処理する予定樹木の中から、大型緑化樹に適した樹種について山取りを行い、緑化園において管理育成。
- ・ 養成・管理した苗木の県及び市町村公共施設への配布。

#### 【目的・法令根拠等】

- ・ 山梨県環境緑化条例(昭和49年10月17日山梨県条例第31号)
- ・ 山梨県直営生産緑化樹利用要領(昭和48年3月1日制定)

#### 【令和5年度 予算/決算執行状況】

予算現額：10,048千円

決算額：8,203千円

#### 【具体的な目標】

緑化樹の公共施設への配布により、県民の身近な環境の緑化を推進し、緑豊かで快適な生活環境を創出することが目標である。

#### 【実施した監査手続】

- ・ 関連資料の入手・閲覧
- ・ 担当者への質問の実施

#### 【指摘事項又は意見事項】

No.25. 【意見事項】緑化園の有効活用について

大泉緑化園、日野春緑化園の両緑化園においては、除草、刈込み等の園地管理業務、剪定、施肥、病虫害防除等の樹木管理業務及び緑化樹配布業務を行っている。このように手間をかけた緑化樹を公園や植物園等として一般に公開し活用することも、「山梨県環境緑化条例」でも謳っているとおり、環境緑化の推進を図る県の取組に有用なものであると史料する。

(現状)

令和5年度の緑化樹養成本数は、大泉緑化園が4,385本、日野春緑化園が2,153本であり、それぞれの緑化園において、除草、刈込み等の園地管理業務、剪定、施肥、病虫害防除等の樹木管理業務及び緑化樹配布業務を行っており、緑化樹の管理育成・配布のみを行っているのが現状である。

(問題点及び改善策)

「山梨県環境緑化条例」でも謳っているとおり、県は「樹木、草花、芝等を植栽し、育成し、及び保護することにより、地域住民の生活環境に緑地を確保する」という環境緑化の推進を図っており、多くの緑化樹を有する大泉緑化園及び日野春緑化園を公園や植物園等として一般に公開し活用することも県の取組に合致し、有用なものであると史料する。

3.2.6. 緑の普及啓発事業費（森林整備課）

【事業の概要】

県民が自発的に行う緑化活動を促進するため、情報の提供、人材の育成などの緑化推進施策を県民が利用しやすい環境に整備するため、以下の事業を行っている。

i. 緑の教室

県内各施設の特徴や利点を生かして分散開催することにより、多くの県民に緑化学習の機会を提供する。

- ・身近な施設で魅力的な学習機会の提供
- ・若い世代向けの講座の実施
- ・講座に段階（レベル）を設定（「一般」と「上級」の2段階。）
- ・巨樹・名木学習講座の実施
- ・極端に緑の少ない中心市街地の緑化を推進するため、市街地緑化の専門家による特別講座

ii. 緑化相談

- ・樹木医との対面による緑化相談の実施
- ・IT技術を活用した緑化相談体制の構築
- ・小学校や団体等の要望による、樹木医（講師）の派遣

本事業は、緑化センター（指定管理制度）で実施してきた緑化普及事業をベースとしており、樹木や草花などの緑に対する幅広い専門的な知識と技術を要するとともに、質の高い県民サービスを維持・向上するために確実な実行体制やノウハウ、高い企画能力が求められるため、「公募型プロポーザル方式」による業務委託候補者の選定を行っており、令和5年度は、従前に指定管理者でもあった「山梨県造園建設業協同組合」に業務委託している。

【目的・法令根拠等】

山梨県環境緑化条例（昭和 49 年 10 月 17 日山梨県条例第 31 号）

（知識の普及）

第 5 条 県は、県土の環境緑化が効果的に推進されるよう、環境緑化に関する知識の普及を図るものとする。

（県民等の自発的な活動の推進）

第 6 条 県は、県民、事業者及びこれらの者が組織する民間の団体（以下「県民等」という。）が自発的に行う環境緑化に関する活動を促進するため、情報の提供、人材の育成その他必要な措置を講ずるものとする。

【令和 5 年度 予算/決算執行状況】

予算現額：19,465 千円

決算額：19,459 千円

【具体的な目標】

より多くの県民に、より身近な場所で緑化学習の機会を提供するとともに、IT 技術を活用し、より手軽に緑化情報が得られるようにすることにより、県民の緑化活動等を促進することが目標である。

【実施した監査手続】

- ・関連資料の入手・閲覧
- ・担当者への質問の実施

【指摘事項又は意見事項】

No.26. 【意見事項】緑の教室における利用料の導入について

緑の教室においては、巨樹・名木学習講座において参加者から傷害保険加入料及びテキスト代として、参加費 200 円を徴収しているのみであるが、より幅広く、より品質の高い県民サービスを提供し、県民が自発的に行う緑化活動をさらに促進させるためには、参加者から利用料を徴収し、本事業に活用することも有用であると思料する。

（現状）

業務受託者である山梨県造園建設業協同組合が作成した「令和 5 年度緑の普及啓発事業業務実績報告書」によれば、令和 5 年度の緑の学習推進事業（緑の教室）は、通常講座 34 回（受講者数：817 人）、上級講座 7 回（受講者数：143 人）、巨樹・名木学習講座 8 回（受講者数：155 人）、特別講座 1 回（受講者数：194 人）とそれぞれ開催されているが、参加者からは、巨樹・名木学習講座において傷害保険加入料及びテキスト代として、参加費 200 円を徴収しているのみであり、これらに係る費用のほとんど全てが県からの委託料で賄われているのが現状である。

（問題点及び改善策）

参加者から利用料を徴収し、本事業に活用することにより、より幅広く、より品質の高い県民サービスを提供し、県民が自発的に行う緑化活動をさらに促進させることが可能となるものと思料する。

No.27. 【意見事項】緑化相談において活用する IT 媒体について

IT 技術を活用し、より手軽に緑化情報が得られるようにするという点において、Instagram や X(旧 Twitter)への画像・動画の投稿や、YouTube への緑化関連動画等の投稿なども有効な手段と考えられるため、検討の余地はあるものと思料する。

（現状）

業務受託者である山梨県造園建設業協同組合が作成した「令和 5 年度緑の普及啓発事業業務実績報告書」によれば、令和 5 年度の緑化相談件数は 1,701 件あり、相談方法としては、来所による対面相談、訪問による対面相談、電話による相談、ホームページ上からの電子メールによる相談、LINE 公式アカウントを活用した相談等が行われている。また、ホームページ上で、樹木医からのワンポイントアドバイス等を適時更新掲載したり、Facebook による情報提供も行っている。

（問題点及び改善策）

私見ではあるが、現状世間一般で広く利用されている SNS は、Instagram や X (旧 Twitter) であると思われる。また、YouTube による配信動画は老若男女問わず、広く一般の目に付くところであると思われる。事業目的に掲げている IT 技術の活用による情報発信という点においては、例えばこれらの媒体を活用することにより、県民はより手軽に緑化情報が得られるようになり、本事業の目的に合致した情報提供が行えるものと思料する。

### 3.2.7. 森林整備地域活動支援交付金（森林整備課）

#### 【事業の概要】

森林の公益的機能の発揮や木材の安定供給のためには、現在の小規模零細で高コストな施業方法を見直し、施業の集約化により間伐等の生産コストを削減していくことが不可欠であるが、施業の集約化は多くの手間とコストがかかることからなかなか進まない状況にある。本事業は、集約化に必要な様々な活動に対して支援を行うものであり、森林の公益的機能の発揮や木材の安定供給のために必要な事業である。

#### （事業内容）

森林所有者や森林組合等が行う（1）森林経営計画（※）作成促進（2）森林境界明確化及びそれに向けた境界案の作成（3）所有者不明森林の所有者探索（4）森林経営計画作成・施業集約化に向けた条件整備を支援する市町村に対しての支援を行う。併せて、市町村が交付金の交付や本制度の推進を行うのに必要な経費を支援する。

実施主体：市町村

事業スキーム：①市町村と地域活動実施主体が協定を締結

②地域活動実施主体が（1）～（4）の地域活動を実施

③地域活動実施主体が交付対象経費を市町村へ申請

④市町村が、地域活動実施主体への交付金の交付に必要な経費のうち国・県負担分を県へ申請

⑤県から市町村へ交付金の交付

⑥市町村から地域事業活動実施主体へ、県からの交付金と市町村負担分を合わせて交付

（出典：担当者提出資料から抜粋）

#### （※）森林経営計画

「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする計画です。

一体的なまとまりを持った森林において、計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的としています。

（出典：山梨県ホームページ 森林経営計画の「目的」から抜粋）

【目的・法令根拠等】

- ・林業事業体等による施業・経営の集約化を進めることを目的としている。
- ・森林の公益的機能の十分な発揮や木材の安定供給に向けて、森林経営計画を通じた施業集約化及び計画的かつ適切な森林整備の推進を図るため、森林経営の受託者等による地域における活動の確保を図る。

(出典：担当者提出資料から抜粋)

【令和5年度 予算/決算執行状況】

予算現額：3,000千円

決算額：一千円(令和5年度は執行がなく0円)

【具体的な目標】

近年、森林所有者の高齢化や不在村化、小規模分散化された森林所有者等による非効率な施業等を背景として、森林所有者の森林施業意欲が減退しており、適時適切な森林施業が十分に行われない森林や森林所有者が不明である森林が発生するなど、このままでは県土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止、木材の生産等の森林が有する多面的機能の発揮に支障をきたしかねない事態が生じている。これらの課題を解決することを目標としている。

(出典：担当者提出資料から抜粋)

【実施した監査手続】

- ・担当者への質問
- ・関連資料の閲覧

(※令和5年度は予算の執行がないため、令和4年度の予算執行状況について監査を実施している。)

【指摘事項又は意見事項】

特記すべき事項なし。

### 3.2.8. 森林資源現況調査費(森林整備課)

【事業の概要】

森林資源モニタリング調査を実施し、地域森林計画策定のための基礎データの収集を図っている。

山梨県においては、森林資源モニタリング調査のうち、伐採跡地更新動態調査を実施している。

山梨県が行っている伐採跡地更新動態調査とは、皆伐又は抜き伐りの伐採跡地で天然更新を実施する箇所を対象として、調査プロットを約40点設定(1つの伐採跡地に対して複数のプロットを設定)して行う調査である。5年ごとに同一調査点を調査する予定としており、令和5年度は3巡目の3年目であった。調査は民間業者に委託して行う。

調査内容としては、地況、立木、下層植生、伐根、病虫獣害状況等であり、地域森林計画の策定・変更に必要な天然更新完了基準に関する調査である。

天然更新とは、主として天然の力を利用して次代の樹木を発生・生育させることであり、種子が自然に落下、発芽して育成する「天然下種更新」と、切り株等の根株から発芽(ぼう芽)して育成する「ぼう芽更新」がある。

【目的・法令根拠等】

森林法第5条

【令和5年度 予算/決算執行状況】

予算現額：3,194千円

決算額：3,080千円

【具体的な目標】

本県に即した天然更新基準を作成して地域森林計画に反映すること等により、天然更新を行う伐採跡地について確実な更新が促進され、適正な森林状態が維持されることにより、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるようにすることが目標である。

【実施した監査手続】

- ・関連資料の入手・閲覧
- ・担当者への質問の実施

**【指摘事項又は意見事項】**

特記すべき事項なし。

**3.2.9. 森林情報管理システム保守点検・データ更新業務費(森林整備課)**

**【事業の概要】**

森林情報管理システム運用保守業務と森林情報管理システムデータ更新業務を行う。

**【目的・法令根拠等】**

森林情報管理システムの保守・運用及びデータ更新を行い、森林情報管理システムを適切に活用し、山梨県森林整備課、県有林課、治山林道課等の業務に有用なシステム環境を提供することを目的としている。

**【令和5年度 予算/決算執行状況】**

予算現額：3,610千円

決算額：3,412千円

**【具体的な目標】**

予算化した事業の執行が目標となり、具体的な数値目標等は設けていない。

**【実施した監査手続】**

- ・ 担当者への質問
- ・ 関連資料の閲覧

**【指摘事項又は意見事項】**

特記すべき事項なし。



【令和5年度 予算/決算執行状況】

予算現額：50,121千円

決算額：48,559千円

【具体的な目標】

上記の目的に基づき、予算化した事業の執行が目標となる。なお、事業終了年度である令和7年度までの目標は以下のとおりである。

事業内容 (大項目)	事業内容 (小項目)	事業量	事業終了年度までの目標
サプライチェーンへのICT導入	(1) ICT化や需要情報共有のためのプラットフォームの整備	(1) スマート林業推進協議会の設立、研修会の開催	(1) スマート林業技術を導入した林業事業者数：12(注1)
	(2) 森林情報のクラウド化	(2) 森林クラウドの整備	(2) 森林クラウドシステムに参画した市町村数及び事業者数 市町村：26 事業者数：148
	(3) デジタル資源情報の整備	(3) ICT機器によるデジタル森林情報の整備	(3) デジタル森林情報を整備した区域数：4(各出先管内毎に1区域)
木材生産・森林整備へのICTの導入	(4) トライアル事業によるトップランナーの育成	(4) 林業事業者によるICTサプライチェーンの試行、次世代高性能林業機械のレンタル経費助成	(4) スマート林業技術を試行した林業事業者数：4
スマート林業推進による効果	トップランナーの主伐生産性(m <sup>3</sup> /人口)(注2)	7.8 m <sup>3</sup> /人日 (R2) ↓ 9.0 m <sup>3</sup> /人日 (R7)	

(注1) スマート林業技術の効果等を他の林業事業者へ波及させ、出先の管内ごとに毎年1者への導入を促し、12(4事務所×3年)とする。

(注2) 立木を伐採し、製材工場等へ出荷した丸太材積(m<sup>3</sup>)を、延べ人員(人数×日数)で除した数値。値が大きいほど効率的であることを示す指標。

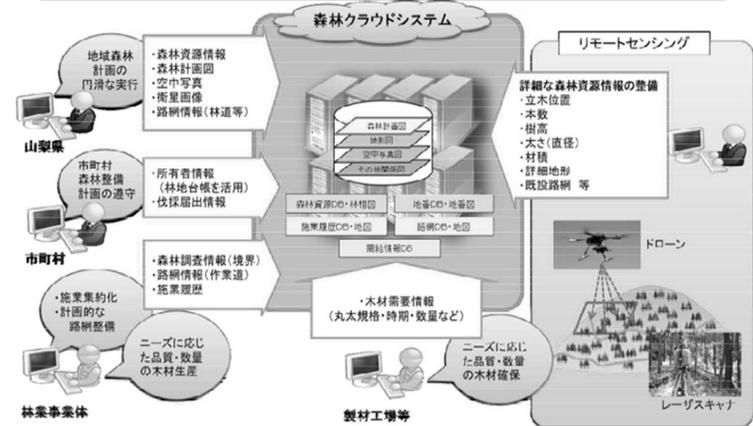
(出典：スマート林業推進事業説明資料から抜粋・加筆)

(参考：森林クラウドシステムの整備について)

森林クラウドシステムの整備

森林クラウドシステムとは

これまで県、市町村、林業事業者、製材工場等で管理していた森林情報を、クラウド上で一元的に管理するシステム。GISの機能を持ち、属性情報や地図情報を管理する機能を持つ。



(出典：スマート林業推進事業説明資料より抜粋)

【実施した監査】

- ・担当者への質問
- ・各種資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

特記すべき事項なし。

**3.2.11. 松くい虫等総合対策事業費（森林整備課）**

**【事業の概要】**

松くい虫被害対策区域に指定された区域において、被害木の伐倒駆除や予防等の総合的な防除を行う。

（経緯）

松くい虫被害は、昭和 53 年度に発生し、昭和 62 年度に被害量ではピークに達し、そのあとは 1 万㎡台で増減を繰り返してきたが、平成 16 年度を境に減少傾向となり現在に至っている。しかし、近年は温暖化の影響もあり、今まで被害のなかった高標高の地域に被害が広がりがつつある。

（必要性）

マツノマダラカミキリが運ぶ線虫により松が枯死する松くい虫被害は、依然として継続しており、森林資源として重要な松林を保護し、県土保全等の機能を確保するためには、松くい虫被害対策を行う必要がある。

（出典：担当者提出資料から抜粋）

**【目的・法令根拠等】**

（事業目的）

松くい虫被害対策区域に指定された区域において、県は防除対策を実施するとともに、国が認めた被害の先端地域の市町村と環境に配慮した予防対策を実施する市町村に対して事業費を補助し、松くい虫被害から保全すべき松林を守る。

（根拠法令）

- ・森林病虫害等防除法
- ・山梨県松くい虫等被害総合対策事業費補助金交付要綱

（出典：担当者提出資料から抜粋）

**【令和 5 年度 予算/決算執行状況】**

予算現額：23,536 千円

決算額：19,194 千円

**【具体的な目標】**

上記の目的に基づき、予算化した事業の執行が目標である。なお、令和 5 年度における事業区分、事業対象、事業主体の詳細は以下のとおりである。

事業内容	事業区分	事業対象	事業主体
・県有施設周辺の被害木の伐倒くん蒸、樹幹注入	伐倒くん蒸 伐倒破砕	(県事業) 県有林・県施設	県
		(命令防除)(※1) 昇仙峡地域の民有林	
・国庫補助を活用した伐倒くん蒸、樹幹注入	樹幹注入	被害先端地域 (北杜市、富士北麓)	市町村
		全県	市町村
・団体等による地域活動の支援	樹幹注入	甲府市、甲斐市 (昇仙峡)	団体(昇仙峡の松の緑を守る会)
		富士北麓等	県
	山梨県松くい虫被害対策連絡協議会(※2)開催	全県	県

（出典：松くい虫等被害総合対策事業体系（令和 5 年度）より引用。加筆）

**(※1) 命令防除**

知事は、森林病虫害等防除法第 5 条に基づき、森林病虫害等を駆除し、又はそのまん延を防止するため必要がある時は、森林所有者に対して伐倒駆除を行うように命令できるが、命令期間内に措置を行わないとき、行っても十分でないときは、県が代わって駆除することができる。社会経済環境の変化に伴い、森林所有者の自ら経営管理を行う意識が低下し、森林所有者に伐倒駆除の命令を行っても処理が行われないことが多く、県は、松くい虫の被害のまん延を防止するために、森林所有者に代わり速やかに被害木の処理を行う必要がある。

被害対策を行わない場合、被害地周辺の松林に被害をまん延させることになるほか、枯損による森林の機能低下や、倒木の危険、景観の悪化が考えられることから、松くい虫被害を拡大させない措置が必要である。

（出典：担当者提出資料より抜粋）

**(※2) 山梨県松くい虫被害対策連絡協議会**

被害対策の適正かつ円滑な実施に資するため、山梨県松くい虫被害対策連絡協議会を設置する。

山梨県松くい虫被害対策連絡協議会においては、次の事項を協議する。

- ・山梨県松くい虫防除実施基準の策定又は変更に関し必要な事項

・高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定又は変更に関し必要な事項

- ・山梨県樹種転換促進指針の策定又は変更に関し必要な事項
- ・山梨県松くい虫地区防除指針の策定又は変更に関し必要な事項
- ・被害対策の計画的な実施に関し必要な事項
- ・その他必要な事項

(出典：山梨県松くい虫被害対策連絡協議会設置要領)

【実施した監査手続】

- ・担当者への質問
- ・各種資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

特記すべき事項なし。

### 3.2.12. ナラ枯れ被害拡大防止事業費（森林整備課）

【事業の概要】

ナラ枯れによる被害から森林を保護し、森林の多面的機能の確保、森林景観の保全等を図るための事業である。

ナラ枯れ被害についての現状と課題、及び具体的な事業内容は以下のとおりである。

(現状)

- ・ナラ枯れ被害が令和元年度に県内で初めて確認される。
- ・ナラ枯れ被害の原因となるカシノナガキクイムシは、平成 27 年に県内で初めて確認されて以降、年々生息域が拡大しており、来年度以降も被害の発生が予想される。
- ・令和 2 年度以降、県南部の峡南及び富士・東部地域から県北部に向けて被害が拡大している。

(課題)

- ・ナラ枯れ被害の拡大を防止するためには、被害の初期段階で被害木を発見し、カシノナガキクイムシを駆除することが必要である。
- ・ナラ枯れ防除の適期実施のため、カシノナガキクイムシの羽化脱出時期を推定する発生予察が必要である。
- ・ナラ枯れの被害拡大防止対策の円滑な実施のため、関係者間の連絡調整を図る必要がある。

(事業内容)

①被害木の処理

ナラ枯れ被害の拡大防止をするためには、被害の初期段階で被害木を発見し、カシノナガキクイムシを駆除することが必要である。

②カシノナガキクイムシの発生予察

ナラ枯れ被害木処理の適期実施に必要な発生予察を行う。

③ナラ枯れ被害対策連絡調整会議（※）の開催

ナラ枯れの被害拡大防止対策の円滑な実施に向けて、被害調査や被害木処理の実施等にあたって、関係者間の連絡調整、情報共有を図るため、ナラ枯れ被害対策連絡調整会議を開催する。

(※) ナラ枯れ被害対策連絡調整会議の検討事項

(出典：山梨県ナラ枯れ被害対策連絡調整会議開催要綱)

検討事項

- (1) 被害の情報収集・共有に関する事項
- (2) 被害拡大防止対策の推進に関する事項
- (3) その他必要と認める事項

(出典：担当者提出資料から抜粋・加筆)

【目的・法令根拠等】

(目的) ナラ枯れによる被害から森林を保護し、森林の多面的機能の確保、森林景観の保全等を図ること。  
(根拠法令) 森林病虫害等防除法  
(出典：細事業説明書から抜粋)

【令和5年度 予算/決算執行状況】

予算現額：45,414千円  
決算額：41,621千円

【具体的な目標】

(目標)  
上記の目的に基づき、予算化した事業の執行が目標となる。  
(本事業に期待される効果)

県、市町村、森林組合等が協力してナラ枯れ被害の拡大・まん延を防止することで、きのこ栽培やチップ原料などに利用される森林資源の保護、森林の持つ公益的機能の確保が図られるとともに、倒木による通行人、家屋、送電線等への被害や景観の悪化を防止することができる。

(出典：担当者提出資料から抜粋・加筆)

【実施した監査手続】

- ・担当者への質問
- ・各種資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

特記すべき事項なし。

3.2.13. 森林保全管理推進事業費（森林整備課）

【事業の概要】

森林保全巡視指導員及び森林保全推進員を設置し、林野火災の予防のため火気取扱指導、火災、風水害、野生鳥獣被害その他の災害の早期発見と報告等の巡視活動に加えて、森林被害の実態把握や森林汚染等の監視を実施し、森林の保全管理を行っている。

森林保全巡視指導員は、資質向上のため森林保全推進員への指導を行い、県は森林保全巡視指導員に対して報償金を支払っている。この報償金が、当事業の主な事業費となる。

【目的・法令根拠等】

- ・森林環境保全対策事業実施要領
- ・山梨県森林保全巡視事業実施規程（昭和52年2月3日山梨県告示第36号）

【令和5年度 予算/決算執行状況】

予算現額：3,976千円  
決算額：3,975千円

【具体的な目標】

森林保全巡視指導員を設置することで、森林保全推進員の資質の向上を図るとともに、各種森林被害の実態把握に努め、総合的かつ効果的な森林災害の予防を推進することが目標である。

【実施した監査手続】

- ・関連資料の入手・閲覧
- ・担当者への質問の実施

【指摘事項又は意見事項】

No.28. 【意見事項】「山梨県森林保全巡視事業実施規程」における部局長名について

「山梨県森林保全巡視事業実施規程」第5条において、「森林環境部長」とある記載は、現在の組織体制に合わせ、「林政部長」と記載を改正すべきである。

(現状)

令和3年度の県の組織再編において、「森林環境部」の一部が「林政部」となったが、「山梨県森林保全巡視事業実施規程」第5条の以下の記載（以下の下線部）が「森林環境部」のままとなっている。

(森林保全巡視事業の実施計画の作成等)

第五条 林務環境事務所長は、別に定める様式に従い、毎年度、森林保全巡視事業の実施に係る計画書を作成し、別に定める期日までに森林環境部長に提出するものとする。

2 林務環境事務所長は、別に定める期日までに、森林保全巡視事業の実施状況について、別に定める様式により森林環境部長に報告するものとする。

(問題点及び改善策)

令和3年度の県の組織再編において、「森林環境部」の一部が「林政部」となっているため、当該組織再編に合わせ、「山梨県森林保全巡視事業実施規程」第5条の記載についても「森林環境部長」となっているものを「林政部長」と記載を改正すべきである。

No.29. 【意見事項】森林保全巡視指導員に対する報償金額の見直しの検討について

森林保全巡視指導員へ支払う報償金の単価について、近年の物価上昇や最低賃金の上昇等の状況を鑑み、他県の動向等も踏まえ、見直しの要否の検討することも有用であると思料する。

(現状)

森林保全巡視指導員へ支払う報償金は、森林保全巡視指導員の活動日数に報償金単価を乗じて算定する。この報償金単価は、平成9年度における全国平均単価を参考に設定され、現在に至っている。

(問題点及び改善策)

森林保全巡視指導員へ支払う報償金の単価は、平成9年度において全国平均単価を参考に設定されており、以降見直しが行われていない。設定当時から20年以上経過していることや、近年の物価上昇、最低賃金の上昇等の状況を鑑みると、他県の動向等も踏まえ、見直しの要否の検討を行うことも有用であると思料する。

### 3.2.14. 低コスト再造林対策事業費補助金（森林整備課）

#### 【事業の概要】

低コスト再造林対策事業費補助金は、県が実施する森林整備事業に対して国が県に交付する補助金である。伐採から植付まで一貫作業をすることで地拵え、苗木運搬といった対象経費の2/3又は1/2を国費で補助するものである。一貫作業を実施するには、地形や重機の動線といった条件があるため、令和5年度の実施予定面積は、11.5haと県が実施する整備面積からするとごく限られたものとなっている。

国では、人工林が本格的な利用期を迎える中、林業の低コスト化による生産性の向上を図るため、主伐から再造林までの一貫作業を推進するための新事業として当該補助金を創設した。

#### 【目的・法令根拠等】

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月20日）

#### 【令和5年度 予算/決算執行状況】

予算現額：6,370千円

決算額：2,612千円

北杜市で予定した工事3,757千円が降雪により翌年に繰越しとなった。

#### 【具体的な目標】

令和5年度 面積 11.5ha 補助金額 6,090千円

#### 【実施した監査手続】

- ・ 予算資料の閲覧
- ・ 担当者へのヒアリング
- ・ サンプルングによる補助金申請額の計算資料の確認、整備実施関連資料の確認

#### 【指摘事項又は意見事項】

特記すべき事項なし。

### 3.2.15. 林業用優良苗木確保資金貸付金（林業振興課）

#### 【事業の概要】

山梨県森林組合連合会（以下「県森連」という。）が造林事業等に必要な優良苗木等を一括して仕入れ、市価より安価で各森林組合に供給するために必要な資金を貸付ける。

- ・ 貸付先  
山梨県森林組合連合会
- ・ 貸付期間  
1年以内
- ・ 貸付利率  
年1.8%
- ・ 貸付額  
40,000千円以内

#### 【目的・法令根拠等】

県内民有林の森林整備の中核的担い手である森林組合の円滑な事業運営を促進させることにより、民有林の健全な育成・保護と林業の発展を図ることを目的とする。

#### 【令和5年度 予算/決算執行状況】

予算現額：40,000千円

決算額：40,000千円

#### 【具体的な目標】

特になし。

#### 【実施した監査手続】

- ・ 担当者に対する質問
- ・ 関連資料の閲覧

#### 【指摘事項又は意見事項】

No.30. 【意見事項】貸付金による効果測定について

「山梨県森林組合連合会が造林事業者等に必要な優良苗木を一括して仕入れ、市価より安価で各森林組合に供給するために必要な資金を貸し付けること」で、実際にどれくらい安価な苗木を供給できているのかを、具体的に数値で検証することを要望する。

(現状)

当該事業内容は、「山梨県森林組合連合会が造林事業者等に必要な優良苗木を一括して仕入れ、市価より安価で各森林組合に供給するために必要な資金を貸し付けること」であるが、実際にどれくらい安価な苗木を供給できているのかを検証していない。

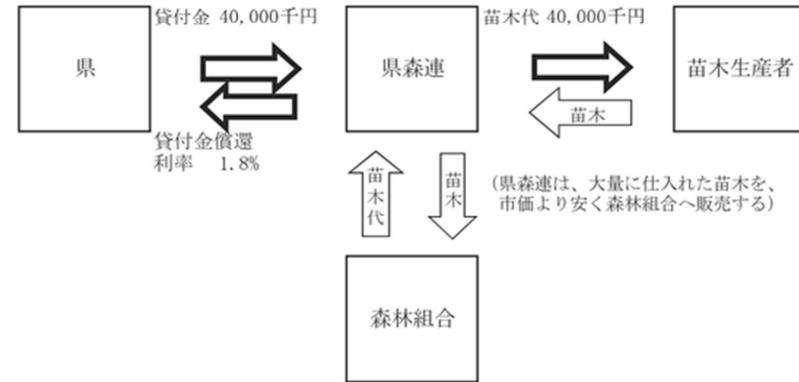
(問題点及び改善策)

当該事業の業務フローは以下のとおりである。県は、スギ、ヒノキ、カラマツなどの苗木代として40,000千円を利率1.8%で県森連に対して貸付け、苗木生産者より大量に仕入れた苗木を、市価より安く森林組合へ販売する。これにより、県内民有林の森林整備の中核的担い手である森林組合の円滑な事業運営を促進させることができ、民有林の健全な育成・保護と林業の発展に寄与することとなる。苗木の仕入れは、主に春先の植栽適期の短期間に大量に行う必要があるが、県内の森林組合においては、木材価格の長期的な下落による林業の採算性の悪化や請負事業の減少などにより、厳しい経営状況下にあるものも少なくない。また、県森連においても過去3年間の自己資本比率の平均が約33%と厳しい経営状況のため、仕入れに必要な資金を一時的に用意するのが困難な状況である。

このように当該事業は、森林組合の運転資金の融通が目的であるが、その事業効果として森林組合が苗木等を市価より安価で購入できると、予算要求の細事業説明書に謳われている。しかし、市価よりどれくらい安価で各森林組合に供給できているか、具体的に検証されていないことが問題である。

○林業用優良苗木確保資金（貸付金）の流れ

貸付期間 4月～翌年3月末



(出典：県作成資料)

山梨県森林組合連合会による令和5年度林業用優良苗木等取扱計画によると、スギやヒノキなどの苗木を21百万円、付帯資材として20百万円を当該県からの貸付金を充てて購入する計画である。

○令和5年度林業用優良苗木等取扱計画  
(山梨県森林組合連合会見込み)

樹種	本数	単価	金額
スギ	7,290 本	114 円	831,060 円
ヒノキ	17,790 本	166 円	2,953,140 円
カラマツ	34,870 本	155 円	5,404,850 円
その他	92,810 本	134 円	12,436,540 円
苗木計	152,760 本	円	21,625,590 円
付帯資材 (獣害防除 薬剤等)	26,020 点	804 円	20,920,080 円
小計			42,545,670 円
消費税			4,254,567 円
合計			46,800,237 円

県貸付金	40,000 千円
自己資金	6,800 千円
計	46,800 千円

(出典：県作成資料)

令和5年度林業用優良苗木確保資金の実績報告書を見ると、商品名、仕入数、仕入金額、消費税、平均単価等を記載した実績表が報告されているが、当該表では、一括購入した結果、市価よりどれくらい安価に苗木等が供給されたかは、うかがい知ることができない。

実績報告書(一部抜粋)

令和5年度苗木実績表

商品名	純仕入数	仕入金額	消費税	平均単価	商品名	純仕入数	仕入金額	消費税	平均単価
アカマツ2年/0.23m上	23,561	2,542,644	254,264	108	アジサイ	37	24,420	2,442	660
根戻性アカマツ/20m又は25m	10	1,500	150	150	アブラチャン	3	1,650	165	550
アカマツcm/コナ杉苗	347	87,791	8,779	253	イチョウ	5	22,000	2,200	4,400
カラマツcm/コナ杉苗	2,647	620,101	62,010	234	アノモ(樹)	20	7,700	770	385

当該事業の付随効果として「山梨県森林組合連合会が造林事業者等に必要な優良苗木等を一括して仕入れ、市価より安価で各森林組合に供給するために必要な資金を貸し付けること」で、実際にどれくらい安価な苗木を供給できているのかを、具体的に数値で検証することを要望する。

### 3.2.16. 森林組合事業促進資金貸付金（林業振興課）

#### 【事業の概要】

森林組合は森林所有者が組織する団体であり、民有林経営の中核的担い手として大きな役割を果たしている。

木材価格の長期的な下落による林業の採算性の悪化や請負事業の減少等により、令和3年度、県内の森林組合のうち3組合が当期末処分損失を計上するなど組合の経営は厳しい状況にある。

また、森林組合の主な収入源である森林所有者からの受託費、補助金等の収入時期が偏る傾向にあり、資金繰りが厳しい期間（特に夏期）があるため、組合の安定的経営のため、財政面の支援が必要である。

山梨県森林組合連合会（以下「県森連」という。）を通じ、森林組合の事業運営に必要な資金を貸し付ける事業である。

#### 【目的・法令根拠等】

県内民有林の森林整備の中核的担い手である森林組合の円滑な事業運営を促進させることにより、民有林の健全な育成・保護と林業の発展を図ることを目的とする。

#### 【令和5年度 予算/決算執行状況】

予算現額：110,000 千円

決算額：78,000 千円

#### 【具体的な目標】

特になし。

#### 【実施した監査手続】

- ・担当者に対する質問
- ・関連資料の閲覧

#### 【指摘事項又は意見事項】

### No.31. 【意見事項】貸付金の利息相当額について

当該事業には、県森連に対する運転資金の補助の意味合いも含まれるため、そのための事業は、別の事業として再構築することを要望する。

#### （現状）

山梨県内の森林組合のうち当期末処分損失を計上するなど、経営の厳しい組合に対して事業運営のための運転資金を低利で貸し付ける事業である。

当該事業の資金の流れは以下のとおりである。

#### ○森林組合事業促進資金（貸付金）の流れ

貸付期間 4月～翌年3月末



（出典：県作成資料）

#### （問題点及び改善策）

森林組合は森林所有者が組織する団体であり、民有林経営の中核的担い手として大きな役割を果たしており、運転資金の融資を行うことは意義があると考えられる。

この事業の経緯は、当初、昭和48年度から森林組合の上部機関である県森連に対し、貸付金50,000千円、年利3.0%で融資してきた。

この資金により、森林組合では安定的な事業量の確保が可能になり、各種事業を展開することができた。

その後、県森連、森林組合を取り巻く環境の変化に伴い、貸付金額は、昭和56年度に30,000千円、57年度に10,000千円、59年度に10,000千円、平成2年度

に10,000千円の増資を行った。また、年利率は昭和62年度に1.8%に引き下げを行い、平成8年度からは現在の貸付金110,000千円、年利率0%となっている。

当該事業は、各森林組合の要請に応じて、県森連が窓口となり、県が運転資金を森林組合に貸し付けるものである。確かに、森林組合の運転資金として当該融資は重要な事業といえるが、県森連が森林組合に貸し付ける時の年利率は1.8%となっているのに対し、県から県森連に対する貸付年利率は、0%となっており、県森連には1.8%の利ざやが生じることとなる。

事業目的が、森林組合の運転資金の融通にありながら、県森連に対しても利ざや分の補填の意味合いもあるところ、一つの事業目的と言いながら、それとは異なる事業目的にも県費が使われている（逸失収入）ことが問題である。

当該事業の目的は、「経営の厳しい組合に対して事業運営のための運転資金を低利で貸し付ける事業」であるが、県森連を通して資金融通する時に、0%で貸し付けている。森林組合に対する事業と言いつつ、県森連に対しても、利ざやが発生していることとなる。これは、本来県が得られるであろう利子収入といえる。当該収入が、森林組合に対する事業で生じる副次的なものならまだしも、県森連に対する得られるであろう利子収入は、平成8年から30年近くにわたっている。本来、県森連に対する利子補給事業は、その事業として事業予算を確保して行うべきものと考え、森林組合の運転資金貸付け事業のもと、連々と継続されることが問題である。

当該利ざやが、県森連に対しての事務手数料と考えることもあながち間違いでないとしても、上記の貸付金及び金利の経緯から考えても、県森連に対する資金的補助があることは否定できない。

また、県森連の令和5年度の決算書には、その事業費用の中に、2,797千円の事業資金借入利息が計上されており、農林中央金庫及び日本政策金融公庫からの借入があることから、これらの金融機関に対する借入金利息だと思われる。他の金融機関からの借入利率は、0%超となっている。

当該事業の県森連に対する貸付年利率0%と、森林組合に対する貸付年利率1.8%は、実質県森連に対する運転資金補填と考えることができるため、森林組合に対する資金援助と、県森連に対する資金援助は、別々の事業として進める方が、事業の効果、効率性の評価の観点からも望ましい。

### 3.2.17. 林業労働者通年就労奨励事業費補助金（林業振興課）

#### 【事業の概要】

林業労働者の長期就労を促進するため、長期就労者に対し就労日数に応じた奨励金を支給する。

給付対象は、森林組合、県有林造林請負者、県分収林請負者に、年間100日以上雇用される林業労働者。労災補償保険への加入が要件となる。

労働者本人や事業主の掛金と、県・市町村の補助金を原資として支給される。

年間就労日数 区分	1日当たり 奨励金	一日当たり掛金及び補助金額			
		掛金		補助金	
		労働者本人	事業主	市町村	県
100日～200日未満	500円	110円	110円	125円	155円
200日～225日（上限）	830円	110円	165円	215円	340円

当該事業費は県から一般社団法人山梨県森林協会（山梨県林業労働センター）に対して補助金として交付される。これを財源の一部として山梨県林業労働センターから各労働者に対して通年就労奨励金として支給される。

この奨励金制度は、林業労働力の急激な減少を背景として昭和52年に創設されたものである。

なお全国的には、年間210日以上の上昇傾向にある。就業割合は令和4年に約7割でありこの比率は上昇傾向にある。

林野庁公表 就業環境を取り巻く状況

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/routai/doukou/attach/pdf/index-5.pdf>

#### 【目的・法令根拠】

（目的）

林業労働者通年就労奨励金を給付することにより、就労の長期化・安定化を促し、林業労働力の確保を図る。

（法令根拠）

- ・山梨県林業労働者通年就労奨励事業補助金交付要綱
- ・山梨県林業労働者通年就労奨励事業実施要綱

【令和5年度 予算/決算執行状況】

予算現額：7,791千円

決算額：6,993千円

【具体的な目標】

特になし。

【実施した監査手続】

本庁所管課である林業振興課担当者へのヒアリング及び関連する資料の閲覧を行った。

【指摘事項又は意見事項】

No.32. 【意見事項】就労者の多様化する働き方に対応した奨励金について

---

林業就労に関する奨励金は、長期就労を前提とするものに限定せず、将来の労働力確保のためにも、就労者の多様化する働き方に適応した支援を検討するよう要望する。

---

林業は、就労者にとって体力を必要とし、労働災害のリスクも高いことに加え、現場作業が気候に左右され、相対的に生産性も低いと言われている。特に、本県の場合、森林は急斜面が多く、簡単に機械化が進まない状況がある。こうした産業の特性から、林業における長期就労は難しい側面があることは否めない。現状の長期就労奨励金では就労者数の現状維持が困難なことは全就労数減少のデータに示される通りである。現状の金額設定では225日分186,750円（830円×225日）が上限であり、本人と事業主の掛金を除けばほぼ年間フルに就労しても年間124,875円の補助を受けるに過ぎない。この金額では就労者の平均的な所得や物価高の状況も踏まえると、就労者数を安定的に維持するのに十分な効果はないものとも考えられる。

副業を前提とする近年の働き方の多様化にともない、短期的な就労があらゆる業種で増加していくと見込まれている。また林業は他の産業同様、特定技能外国

人労働力に依存することが現実的であり今後労働力はより流動的になると予測される。

労働力確保のためには長期就労を前提とする者だけでなく、このような流動的な労働力の就労を喚起することに力点を置くことが重要であり、就労日数に応じた支援よりも、短期でも労働内容に応じた支援が労働力確保のためにはより実効性があると思料する。

### 3.2.18. 森林整備担い手対策事業費〔基金事業〕（林業振興課）

#### 【事業の概要】

林業労働者の福祉向上、労働安全衛生の促進、技術・技能の向上、新規就労者の参入支援、新規林業労働者の確保を実施する。

#### (1)就労向上

労働災害補償保険の上乗せ補償制度に加入した場合の助成(1/2)

#### (2)労働安全衛生促進

- ①蜂さされアレルギー検診の受診料助成(1/2)
- ②蜂さされ対策用自動注射器導入経費助成(1/2)
- ③熊撃退用スプレー購入経費への助成(1/2)

#### (3)林業労働従事者の技術・技能向上

- ①高度技能化作業訓練期間中の業務費補填への助成(1/2)
- ②高度技術資格・免許取得のための講習受講料助成(1/2)

#### (4)新規就労者参入促進

- ①40歳以下の新規就労者を月給制で雇用した場合に、技術習得期間中の奨励金を助成(10/10)

#### (5)林業労働従事者確保育成推進事業(林業労働センター事務費)(10/10)

#### 【目的・法令根拠等】

林業労働者の労働環境改善と林業事業体の経営基盤強化を行い、人材の確保・育成・定着を図る。

#### 【令和5年度 予算/決算執行状況】

予算現額：13,728千円  
決算額：13,728千円

#### 【具体的な目標】

特になし。

#### 【実施した監査手続】

- ・担当者に対する質問
- ・関連資料の閲覧

#### 【指摘事項又は意見事項】

#### No.33. 【意見事項】補助金の対象経費の明瞭化について

山梨県森林整備担い手対策事業費補助金交付要綱の第2条に事業の種類、補助対象経費及び補助率の規定がある。その別表によると、事業の種別区分、5林業労働従事者確保育成推進事業の補助対象経費は、「林業労働従事者の確保を推進するための経費」と規定されており、その対象範囲が曖昧である。補助金の対象経費が具体的かつ明瞭に判別できるように要綱を改善されることを要望する。

#### (現状)

「山梨県森林整備担い手対策事業費補助金交付要綱」(以下「要綱」という。)の第2条(事業の種類、補助対象経費及び補助率)には、「補助金交付の対象となる事業の種類、補助対象経費及び補助率は、別表の通りとする」と規定されている。